

公益財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

第19回日中民商事法セミナー

第44号
2015年5月

目 次

第 44 号 2015 年 5 月

<挨拶>	公益財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫	2
<第 19 回日中民商事法セミナー>		
セミナーご案内	公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次	3
プログラム		4
講師略歴書		5
司会者挨拶	国家発展改革委員会法規司司長 李 亢	7
主催者開会挨拶		
中国側	国家発展改革委員会副主任 林 念修	8
日本側	公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次	11
講演 I 演題：「日本における都市化の経験及び中国に対する啓示」		
講師：東京大学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授 川島博之		13
講演 I に関する中国側コメント		
コメンテーター： 国家発展改革委員会発展企画司副司長 陳 亜軍		21
講演 II 演題：「日本における農業・農村の所得向上に関する立法及び政策」		
講師：キャノングローバル戦略研究所 研究主幹／農学博士 山下一仁		23
講演 II に関する中国側コメント		
コメンテーター： マクロ経済研究院産業経済と 技術経済研究所研究員・博士指導先生 姜 長雲		27
総括	公益財団法人国際民商事法センター理事	
松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫		29
閉会挨拶		
日本側	法務省法務総合研究所総務企画部長 中井隆司	32
中国側	国家発展改革委員会国際司巡視員 李 海岩	33
(資料)		
川島講師説明資料		34
山下講師説明資料		43
第 1 回～第 18 回日中民商事法セミナー講演及び講師一覧表		53

巻頭挨拶

公益財団法人国際民商事法センター理事長

原田明夫

機関誌第44号をお届けします。

本号は、去る1月13日北京において開催しました第19回日中民商事法セミナーを特集しております。

今回は北京での9回目の開催となり、中国側の主催である国家発展改革委員会の林念修副主任をはじめとする関係者の方々の周到な準備のもとに、全人代法制工作委員会、財経委員会、國務院関係各省庁、全国の国家発展改革委員会地方組織よりの参加者を含む、研究機構、法曹、企業、マスコミ等広い範囲からの参加を得て大変充実したセミナーとなりました。

今回のセミナーは、中国側からのご提案に基づき、「農村の都市化における日本の経験」をテーマとし、東京大学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授 川島博之氏とキャノングローバル戦略研究所 研究主幹／農学博士 山下一仁氏に講師をお願いしました。講師お二人には大変時間をかけ周到な準備をいただき、中国側コメントーターの意見発表も内容あるものとなったと思います。

最後に今回のセミナーに参加、協力いただきました皆様、また共催をいただきました法務総合研究所国際協力部及び中国側との準備折衝や日本側ミッションのロジスティック面で一方ならぬ協力をいただきました住友商事(中国)有限公司の方々にこの場をお借りし改めて厚くお礼申し上げます。

また、末尾に第1回から今回の第18回までの本セミナーのテーマ、講師等を整理し一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

<第19回中日民商事法セミナー特集>

開催日 2015年1月13日

会場 新世紀日航飯店

主催者

(日本側) 公益財団法人国際民商事法センター
法務省法務総合研究所

(中国側) 国家発展改革委員会



第19回中日民商事法セミナーご案内

公益財団法人国際民商事法センターは市場経済に移行し、国際取引の拡大を目指すアジア及びその周辺諸国の法制度整備を支援し、且つ日本とそれら諸国間の民商事法分野での相互理解を深めることを目的として、1996年4月設立されました。

日本の各業界の企業約80社を会員とし、法曹、学術関係の専門家にも多数役員を引き受けていただいており、又、具体的活動に当たっては国際協力機構（JICA）及び法務省法務総合研究所国際協力部との密接な協力関係のもとに活動を推進しております。

中国との関係については、國務院国家経済体制改革委員会（当時）と当財団間で、民商事法分野を中心とした両国の法制度やその運用システムについて相互に理解を深め、安定的な経済関係の構築に寄与することを目的として、1996年11月に日本に中国の講師をお招きし、第1回中日民商事法セミナーを開催しました。

翌年1997年10月には北京にて第2回セミナーを開催し、以後日本と北京を交互に会場として、年1回のセミナーを継続してきており、毎回多数の参加者を得まして、両国トップクラスの専門家による時宜を得たテーマのもとに基調講演、質疑討論が行われ、いずれも極めて有意義なセミナーとすることができました。

2003年度からは日本側は法務省法務総合研究所に共催者として協力いただいており、また中国政府組織改編に伴い2004年度から中国側当事者は国家発展改革委員会に引き受けいただき、両国政府間のプロジェクトとしてより充実したセミナーになってきております。時には、難しい政治問題も生ずる中、日中両国の関係者の協力により、このセミナーが20年間一度の中止もなく継続していることは、特筆されてよいことだと考えております。

今回第19回セミナーを北京で開催するに当たり、テーマは国家発展改革委員会のご意向に沿い、「農村の都市化における日本の経験」としております。具体的な内容は添付プログラムの通りであります。セミナーでは、まず日本側より、日本の農村の都市化にあっての注目すべき点について東京大学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授 川島博之氏とキャノングローバル戦略研究所 研究主幹／農学博士 山下一仁氏にお話をいただきます。

これに対して中国側からは、政府の中枢にあって、今回のテーマに関し、深くかかわっておられる方がコメンテーターとして参加されます。「農村の都市化」は中国にとって、現在関心の高い重要政策課題として選定されておりますので、中国側コメンテーターがどのような発言をされるかも注目されます。このような次第で、極めて有意義なセミナーとなることが期待されますので、この機会に是非多数の方々に参加いただきたくご案内申し上げます。

公益財団法人国際民商事法センター
会長 宮原 賢次

第19回中日民商事法セミナープログラム

開催日：2015年1月13日(火)

会場：新世紀日航飯店

司会：国家発展改革委員会法規司司長 李亢

14:00～14:30 開会挨拶

国家発展改革委員会副主任 林念修
公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次

14:30～15:40 講演Ⅰ

演題：「日本における都市化の経験及び中国に対する啓示」

講師：東京大学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授 川島博之

15:40～16:05 講演Ⅰに関する中国側コメント

コメンテーター：国家発展改革委員会発展企画司副司長 陳亞軍

16:05～16:15 休憩

16:15～17:25 講演Ⅱ

演題：「日本における農業・農村の所得向上に関する立法及び政策」

講師：キャノングローバル戦略研究所 研究主幹／農学博士 山下一仁

17:25～17:50 講演Ⅱに関する中国側コメント

コメンテーター：マクロ経済研究院産業経済と
技術経済研究所研究員・博士指導先生 姜長雲

17:50～18:00 総括スピーチ

公益財団法人国際民商事法センター理事

松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫

18:00～18:20 閉会挨拶

日本側：法務省法務総合研究所総務企画部長 中井隆司

中国側：国家発展改革委員会国際司巡視員 李海岩

18:30～ セミナー参加者懇談晩餐会 公益財団法人国際民商事法センター主催

【講師略歴】

川島博之 (かわしま ひろゆき)
東京大学農学生命科学研究所 農学国際専攻 准教授

昭和 58 年 3 月 東京大学大学院博士課程修了（工学博士）
昭和 58 年 4 月 東京大学生産技術研究所 助手
平成 元年 10 月 農林水産省農業環境技術研究所 主任研究官
平成 10 年 12 月 東京大学大学院農学生命科学研究科 助教授

主な著書

「作りすぎが日本農業をダメにする」日本経済新聞出版 2011 年
「電力危機をあおってはいけない」朝日新聞出版 2011 年
「戦略決定の方法」朝日新聞出版 2012 年
「データで読み解く中国経済」東洋経済新報社 2012 年
「世界史の中の資本主義、エネルギー、食料、国家はどうなるのか」東洋経済新報社、2013 年、
水野和夫と共に編著

賞罰

昭和 63 年 3 月 日本水環境学会論文賞（広瀬賞受賞）受賞
平成 9 年 11 月 システム農学会論文賞受賞
Taylor & Francis and The Remote Sensing Society's Best Letter Award、1998 年 9 月

政府委員

平成 23 年度 提案型行政仕分け委員（農林水産業担当）
平成 24 年度 行政仕分け委員（農林水産業担当）

山下一仁（やました かずひと）
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹・農学博士

学歴

1977年 東京大学法学部 卒業
1982年 ミシガン大学行政学修士、同大学応用経済学修士
2005年 東京大学より博士（農学）を取得

職歴

1977年 農林省入省
1994年 農水省ガット室長
1995年（在ベルギー）EU日本政府代表部参事官
1998年 農水省地域振興課長（中山間地域等直接支払い制度導入）
2001年 食糧庁総務課長
2002年 農水省国際部参事官、OECD農業委員会副議長
2003年（独）経済産業研究所上席研究員
2006年 農林水産省農村振興局整備部長
2007年 農林水産省農村振興局次長
2008年（独）経済産業研究所上席研究員
2009年8月キヤノングローバル戦略研究所 客員研究員
2010年4月 - キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

主な著書

『TPPおばけ騒動と黒幕～開国の恐怖を煽った農協の遠謀～』株式会社オークラ出版, 2012年
『環境と貿易』日本評論社, 2011年
『食の安全と貿易－WTO・SPS協定の法と経済分析』日本評論社, 2008年
『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社, 2004年
『WTOと農政改革』食料・農業政策研究センター, 2000年

司会者挨拶

国家発展改革委員会法規司司長 李 亢

ご来場の皆様こんにちは、ただ今から第19回中日民商事法セミナーを開催します。このセミナーは、国家発展改革委員会法規司/国際司、公益財団法人国際民商事法センターと法務省法務総合研究所の共催によって行われるものであります。今回のテーマは、日本の農村と都市部の一体的な発展に対する経験についてですが、具体的に2つのテーマがあります。一つ目は日本の都市化の経験と中国への啓示、2番目は日本の農業と農村の収入を増やしていくための関連の立法と政策についてお話をいただくことになっております。都市部と農村部の一体的発展、そして都市化を推進することは、世界各国の経済社会発展の客観的な趨勢であり、また国の近代化の重要な過程にもなります。

昨今中国は、やや全面的にゆとりある社会を構築できる段階にはいっており、また経済のモデル転換、高度化、社会主義現代化建設を早める重要な時期に差しかかっています。と同時に、都市化も深く発展していく大事な時期にあります。農村の持続的な安定した発展を促進し、新型都市化を推進するうえで様々な厳しい挑戦にさらされております。日本においても農村部と都市部の格差が一旦大きくなつた後に縮小した過程を経て、都市部と農村部の一体的発展に関して、多くの経験と有益なやり方があるかと思います。今回のセミナーの目的であります、中国と日本の都市部と農村部の一体的発展に対する交流・協力を深め、お互いに啓発しあって、参考になること、更には両国の社会と経済の持続的かつ健全な発展を促進することに主眼を置いております。

今回のセミナーに日本から数多くのご来賓に来ていただいています。ご紹介しますと、公益財団法人国際民商事法センター、宮原会長、原田理事長、小杉理事、法務省法務総合研究所 中井総務企画部長、国際協力部川西一教官、塚部教官、小林国際協力専門官、国際民商事法センター北野事務局長、吉武事務局次長、住友商事地域統括部小島副部長、森川参事、そして今回講師としてお招きした川島博之 東京大学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授と山下一仁 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹、更には日本の中国大使館、中国に駐在している日本の機関・企業の方にも御臨席いただいています。

次に中国側の関係者をご紹介します。まず国家発展改革委員会の林念修副主任、私、国家発展改革委員会法規司司長の李亢、コメンテーターとしてお招きした国家発展改革委員会発展企画司副司長の陳亜軍様、マクロ経済研究院産業経済と技術経済研究所研究員・博士指導教官の姜長雲様、その他に中国全人代法制工作委員会、中国全人代財政経済委員会、中国全人代農業委員会、国土资源部、住宅と都市農村建設部、国務院法制弁公室、国務院貧困対策弁公室などの関係者、更には国家発展改革委員会の企画司、地域司、西武司、振興司、農業経済司、社会司、雇用司、国家食料局、及び地方の国家発展改革委員会の方にもお越しいただいている他、専門家、メディア関係者にもお越しいただいています。

主催者を代表して、皆様のご来場に心から歓迎の意を表したいと思います。今回のセミナーは4つのプログラムからなっています。まず開会式、続いて基調講演、総括、閉会の挨拶、そして終了後、国際民商事法センター主催の会食となります。それでは、最初のプログラムに入りたいと思います。国家発展改革委員会林念修副主任から、開会のご挨拶をいただきます。

開会挨拶

中国国家発展改革委員会副主任 林念修



尊敬する宮原会長、原田理事長、来賓の皆様 こんにちは。

新しい年が始まって早々、我々はそろって北京に集い、第19回中日民商事法セミナーを共同で開催しました。最初に、私は謹んで中国国家発展改革委員会を代表して今回のセミナーの開催に対し熱烈な祝賀を表すとともに、遠路はるばるおいで下さった宮原会長、原田理事長及び日本の友人の皆様、国内外から参加された来賓の皆様に心からの歓迎の意を表します。

今回のセミナーのテーマは、都市と農村の発展を全面統一的に計画するというものです。これは世界各国がかつて直面していた、または現在直面している重大な課題であります。中国は現在、都市と農村の二元構造の打破・解体に努力している重要な時期にあり、この面において、日本には我々が学習し、参考にするのに値する少なからぬ成功を収めた経験があり、このテーマを選択したことには極めて強い現実的意義があります。

中国政府は終始農業・農村・農民の問題を立派に解決することを重要な事柄の中での大切なポイントであるとみなしております、都市農村の発展一体化を「三農」問題解決の根本的な方途としています。改革開放以来、中国の都市化は急速に推進され、農業は着実に発展し、農村は持続的に良い方向に向かい、都市農村住民の生活水準は全面的に向上し、勝ち取った成果は全世界の注目を集めています。

1978年から2013年までの35年の間で、中国の都市・町の常住人口は1.7億人から7.3億人に増加し、都市化率は17.9%から53.7%に上昇し、年平均で1.02ポイント高くなっています。農産品の生産量は大幅に増加し、2004年以来、食糧生産量は「11年連続増加」を実現し、農民の収入増加は「11年連続快速」を実現し、農村の民生改善は重大な進展を収めており、農村改革は速度を速めて推進されています。

ハイスピードで発展している過程においても、やはり中国にはまだ必ず高度に重視するとともに、力を注いで解決しなければならないいくつかの問題が存在することもはっきりと見てとらなければなりません。例えば、工業化、情報化、都市化と農業現代化は歩調が一致しておらず、農業の基礎は不安定で、都市と農村の地域格差は大きくなりすぎ、都市の空間分布と規模の構造は適切でない等です。このことに対するは、さらに広々とした視野と、よりいっそう具体的に事に取り組む精神をもって、都市と農村の発展を全面統一的に計画するという体制のメカニズムをいっそう完璧なものとし、中国の都市化発展を速度型から質型に転換させることを推進し、質的向上を主とした発展の新しい段階に歩を進める必要があります。

中国共産党第18回全国代表大会は、中国的特色のある新しいタイプの工業化、情報化、都市化、

農業現代化の道を堅持して歩むことを提起しています。中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議は一步進んで、都市農村二元構造は都市農村一体化発展を制約する主な障害であり、必ず体制のメカニズムを健全化し、工業をもって農業を促し、都市をもって農村を先導し、工農業互恵、都市農村一体の新型の工業と農業、都市と農村の関係を形成しなければならないと指摘しています。中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議は、法に依拠して国を治めることを全面的に推進する高度から、市場法律制度の建設を強化し、商品と要素の自由な流動、公平な取引、平等な使用を促進しなければならないことを強調しています。2014年3月、中国政府は「国家新型都市化計画（2014～2020年）」を打ち出し、都市化の質を高め、人間本位、4つの現代化の歩調一致、配置の最適化、エコ文明、文化伝承の中国的特色のある新型の都市化の道路を歩まなければならぬと提起しています。

先ごろ開催された中央経済工作会议と中央農村工作会议は、経済発展の新常态（ニューノーマル）に積極的に適応し、農業発展方式の転換を加速化させ、農業現代化を推進しなければならないと提起しています。農業現代化に対する新型の都市化の放射、先導の役割を發揮させ、現有の「三つの1億人」問題（農業移行人口約1億人の都市定住促進、約1億人が居住する都市部のパラック密集地と「城中村」（都市部で開発に取り残された農村区画）改造、1億人を導いて中西部地区において都市化を進める）を全力で立派に解決し、農業政策と資金投入の力を大きくし、多くのチャネルを通じて農民の収入増加を促進し、新農村の建設を掘り下げて推進し、「物の新農村」及び「人の新農村」の建設と肩を並べて併進させることを提起しています。

都市と農村の一体化発展を全面統一的に計画し、新型の都市化を推進するには、健全な関連する法律・法規の制度体系を確立し、一連の付帯する政策・措置を制定することが必要です。この過程においては、中国の改革と発展に参考となるものを提供するため、国際的に先進的な理念と有益な経験を学ぶことが必要です。

中国と日本は地理的なゆかりが近く、文化は相通じ、発展の中でかつてまたは現在極めて多くの似通った問題に直面しています。日本の多くの制度建設と実践の経験値は我々が学習、参考するのに値するものです。日本は都市と農村の発展を加速し、都市と農村の格差を縮める面において積極的な探究と成功の実践を展開し、豊富な経験を積み重ねてきました。例えば、農業支援、農村振興の法規・政策を制定、実施し、農村経済を全力で発展させ、農民の収入水準を引き上げ、農村と都市が一体化した社会保障体系を打ち立て、都市農村一体化整備を実現し、「日本列島改造計画」を実施し、地方公共事業の建設を積極的に推進し、立ち遅れた地区の開発を促進した等々です。

今回のセミナーでは、我々は光栄にも日本の著名な専門家お二人をお招きしてテーマについての講演を行っていただくことになっており、さらに長期にわたって都市発展の研究に従事してこられた国内の専門家2名をお招きして、中国の関連する状況と結びつけて論評を行っていただくことになっています。双方の専門家の講演と論評を通じて、我々の関連する問題に対する理解と認識はいっそう深まるものと確信しています。

中日民商事法セミナーはすでに19回成功裏に開催されています。19年来、中日双方は誠実で率直な気持ちで接し、具体的に事に取り組んで協力し、共に関心を寄せる法律問題について交流、研究討議を開催し、相互に手本にし、相互に啓発し合ってきました。セミナーはすでに両国経済界及び法曹界の意思疎通の重要な紐帶となっており、双方の理解と相互信頼、交流と協力を促進する上で積極的な役割を果たしています。中日双方が引き続き交流を深化させ、協力のレベルを絶えず引き上げることを希望します。

今回のセミナーの開催は、中日双方の都市と農村の発展を全面統一的に計画するというテーマのために状況についての意思を疎通し、経験を紹介し、問題を研究するために極めて良好なプラットホームを提供しています。皆様がこの得難い機会を十分に利用して、幅広く交流し、掘り下げて研究・討議し、中国の新型の都市化発展を推進するために積極的に建言、献策を行い、我々が都市と農村の発展一体化の体制・メカニズムをいっそう健全なものにするのを援助し、中国経済社会の持続的で健やかな発展を促進し、中日協力が新たな成果を収めるのを推進することを希望します。

最後に、今回のセミナーが滞りなく成功することをお祈りします。

ありがとうございました。

開会挨拶

公益財団法人国際民商事法センター 会長 宮原賢次



尊敬する国家発展改革委員会林念修（リネンシュウ）副主任並びにご在席の皆様方、本日北京において第19回中日民商事法セミナーを開催する運びとなりましたことは、誠によろこばしく、私ども日本からの一行は、これに参加できましたこと心から光栄に思っております。

まずに、このセミナー開催にあたり、大変ご尽力いただきました、今回初めて中国側を代表いただく林念修（リネンシュウ）副主任を始めとする国家発展改革委員会の方々、並びに関係者の皆様に日本からのミッションを代表しまして心から感謝の意を表したいと思います。

私ども財団法人国際民商事法センターは、1996年4月に設立以来、市場経済化を進めているアジア諸国の法制度整備を支援すると共に、民商事法分野で相互に理解を深めるためのシンポジウムや専門家による研究会などの事業を推進して来ております。中国とのこのセミナーは財団設立第1年度から当時の国家経済体制改革委員会の全面的なご協力のもとにスタートし、日本の東京、大阪と北京にて交互に開催を続け、今回で19回目を迎えることになりました。

日本と北京を年々交互に開催地とし、その時々お互いに関心の強いテーマにつき、中国、日本双方の専門家による講演をお願いし、意見交換を行っているものであります。

2002年の第7回セミナーからは日本法務省法務総合研究所の共催を得ることとなり、また中国側も2003年の政府機構改革に伴い、その中枢機関である国家発展改革委員会に本件プロジェクトの中国側当事者を引き受けていただいております。

両国の政府機関が、社会経済発展を支える法制度という国の基盤にかかわる事業について、積極的に取り組んできていたいたことにより、本セミナーは、両国政府間のプロジェクトとしてより充実したセミナーになってきております。時には、難しい政治問題も生ずる中、日中両国の関係者の協力により、このセミナーが20年間一度の中止もなく継続していることは、特筆されてよいことだと考えております。

さて、今回のセミナーは、中国側からのご提案に基づき、「農村の都市化における日本の経験」をテーマにしています。

現在強力に国家の発展改革を進めておられる中国にとって、又、1960年代から現在にいたるまでの日本にとって、「農村の都市化」は、現実的かつ実践的な課題です。誠に時宜にかなつたテーマを選定して、セミナー開催の機会を与えて頂いたことに、深く感謝いたします。

セミナーでは、まず日本側より、日本の農村の都市化にあっての注目すべき点について東京大

学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授 川島博之氏とキャノングローバル戦略研究所 研究
主幹／農学博士 山下一仁氏にお話をいただきます。

これに対して中国側からは、政府の中枢にあって、今回のテーマに関し、深くかかわっておら
れる方がコメンテーターとして参加されます。「農村の都市化」は中国にとって、現在関心の
高い重要政策課題として選定されており、中国側コメンテーターがどのような発言をさ
れるかも注目されます。

また、長年にわたり過去の本セミナーで熟達した締めくくり総括スピーチの役割を果たしてこら
れた国際民商事法センター理事小杉丈夫弁護士に、今回もそのお役目を勤めていただきます。

最後にご多忙中、本セミナーに参加いただきました皆様に心から感謝申し上げるとともに、本日
のセミナーが実り大きいものとなることを願いまして、私のご挨拶を終わらせていただきます。

演題1 「日本における都市化の経験及び中国に対する啓示」

講師：東京大学農学生命科学研究所農学国際専攻准教授 川島博之



東京大学の川島です。よろしくお願ひします。

本日は、日本における都市化の経験と中国に対する啓示ということでお話します。

日本でもそうですが、中国でも農村の貧困ということが問題となっております。

先ずこの問題について根本的に考えていただきたいと思います。何故経済が発展すると農村が貧困化するのでしょうか？この問題について日本もそうですが、中国の皆さんも誤解しているところがあると思います。まず何故貧困になってしまうか、その原因をよく認識しない限り、どういう対策をしていいのか間違ってしまうと思います。

私は61才の白髪頭のおじいさんです。私は1953年に生まれました。実はそのころから日本では農村の貧困が問題になり始めました。それから61年の歳月が経ちましたが、今でも日本の農業というものは大きな問題です。つまり私の人生と同じ位、問題だと言い続けて、問題を解決できなかったわけです。中国も現在、農村の貧困化が問題になっていますが、是非日本の経験を学んで、日本のような間違いをして欲しくないと思っています。

それでは何故農村が貧しくなるか説明しましょう。その最大の原因は、食料の生産効率が上がったということです。普通は生産効率が下がってしまったから貧しくなったと考えるのですが、それが全くの間違いです。これは重要なことなので、お集まりになった方には是非記憶していただきたいと考えます。

食料というとすぐ不足しているとか足りないことが問題になりますが、20世紀の中ごろから、実は食料は余り始めました。この食料が余るということが、農村が貧困になる原因なのです。ここを間違ってしまうと農村を豊かにする方式が実は、農村を困らせてしまうことになります。

それでは何故20世紀の中ごろになって食料があまるようになってしまったのでしょうか？その最大の原因は、単位当たりの収穫量が急速に増加したことです。私たち人類は、約1万年前に農業を始めました。中国大陸では、色々な研究があるのですが、おそらく7~8千年前に農業が始められたと考えられています。日本は2300年前くらいからです。中国の歴史と比べればずっと短いです。その長い歴史の中で、農作物を増やそうとしたら畠の面積を増やすしかありませんでした。私たちの祖先は大変な思いをして、野や山を畠や水田に変えてきました。これが長い農業の歴史であったのです。

ところが20世紀の中ごろになってこのような農業が大きく変わりました。それは化学肥料が発明されて、それを畠にいれることができるようになったからです。日本でも第2次世界大戦の前か

ら少しづつ普及が始まり、1945年以降、日本が戦争に負けた以降、化学肥料は急速に普及していきます。中国でも化学肥料は1960年代になると普及を始めます。

中国の2013年の穀物総生産量は、5.5億トン、アメリカは4億トン、日本は1200万トンです。中国は世界で最大の穀物生産を行っておりますが、これも化学肥料のおかげと考えております。図1をみていただければ単位当たりの収穫量が、驚異的に上がったのがわかると思います。これは古くから資料が残っているフランスについて示したものですが、中国や日本についても、同様なデータが手に入るのであれば似たような図がかけると思います。横軸は西暦で時間が示しております。1800年から現在の2015年あたりを指しています。縦軸は単位面積当たりの小麦の生産量を示します。

この図をみていただければわかるように、19世紀から1950年あたりになるまで、単位面積当たりの収穫量は、大体1トンくらいでした。その増加は極めてゆっくりしたもので、特に20世紀に入ってからほぼ横ばいを続けていました。大体1haの畠から1トン程度の小麦しか取れないわけです。人間は1年間に大体150kg位の穀物を食べます。この量は最近、肉や魚を食べるようになって減ってきたのですが、中国の方も日本人も今から数十年前は、大体一人当たり150kgの穀物を食べていました。ということは1haの農地から1トンの小麦がとれるということは1haあたり、6人の人間が生きていけるということです。

その時代は、農地の面積とそこで生きていける人間の数は比例していました。それが大きく変わったのは1950年頃からです。単位面積で生産できる小麦の量が急速に増加して、21世紀にはあってからは、1haあたり大体7トン位生産することができます。たった50年の間に生産量が5倍程度増えたのです。この間にフランスの人口は30%程度増えたにすぎませんから、どう考えても小麦はあるようになってしまいます。あるようになったおかげで、小麦の値段は上がらなくなりました。都市では工業やサービス産業が発展したので、住む人々はどんどん豊かになっていきます。これが、農工間格差が開く原因で、先進国でも農工間格差が開くのは過去100年におきた現象です。

図2は日本と中国の1961年以降の穀物の単収の変化を示したものです。日本は1981年の段階で単位面積当たりの収穫量が4トンありました。その時の中国の単位面積当たりの収穫量は1トンで、歴史的にこの程度の量であったと思います。ところが化学肥料を用いるようになって中国の単位当たりの収穫量も急速に増加しました。現在両国の単位当たりの生産量は1haから6トン作ることができます。先進国は大体6トンから8トンあたりを作っていますから、中国の技術も先進国の段階にたしていると考えております。

このように生産量が順調に増えたということは、農民を幸せにしたのではなく、不幸にしました。是非このことを今日お集まりいただいた国家発展改革委員会の皆様にはよく記憶しておいてほしいと思います。

私は現在、東京大学の農学部に所属しております。農民が貧しくなったどうしようということを農学部の先生にお聞きになることがあると思います。そうすると農学部の先生は必ず答えます。農業の生産効率が悪いから農民が不幸せなのだと。だからより一層農業の研究を行い、生産性を上げれば、農民は豊かになるとこたえるはずです。

図2をみていただければわかるように中国の生産効率は、先進国、日本とほぼ変わらない水準にあります。つまり農業の生産効率が悪いので農民が貧しいのではないです。

図3は単位面積あたりの窒素肥料の投入量と縦軸は、単位面積当たりの穀物の生産量を示しています。両者の間では極めて強い相関関係があり、肥料を沢山入れれば沢山の穀物を収穫できることがわかります。実は窒素肥料が生産に強く関与していることがわかったのは、今から150年くらい前のことです。皆さんもお聞きになったことがあると思いますが、ドイツ人のリーディッヒという学者がこのことに気がつきました。しかしどうやって窒素を手に入れるかよくわかりませんでした。19世紀のヨーロッパは世界を支配しました。その時南米のチリというところを探し回ると硝石という岩石があることを発見しました。この硝石は火薬の原料にもなりますが、窒素肥料として使用することもできます。

先ほど示したフランスの単位面積あたりの収量が増えていたのは、実は、チリ硝石をもってきてフランスの国土にまいていたからです。しかしチリ硝石をもってきてヨーロッパにまいたぐらいでは単位当たりの収量を上げることはできませんでした。そして地下資源ですからいつかなくなってしまうのではないかということが語されました。今の石油と一緒に地下資源であるからなくなってしまうであろうということが、19世紀のヨーロッパで非常に心配されました。

それに対して化学研究が行われ、空気中にある窒素を工業的に固定して窒素を作る方法が発明されました。それはハーバードッシュ法、これはハーバーとドッシュという二人のドイツの学者です、と呼ばれます。それは第1次世界大戦が始まる少し前の出来事でした。この二人の学者は二人ともノーベル賞をもらいましたが、私は二人の業績はノーベル賞を超えるはるかに偉大なものであったと考えています。これ以降、人類は空気中の窒素ですから、いくらでも窒素肥料ができるようになりました。工場で化学肥料を大量につくることは、第二次世界大戦が終わって先進国で広まるようになります。

中国やインドでも1960年代、70年代になると窒素肥料が広く使われるようになります。その結果、単位当たりの収量が増加して人類が食料に困るということはなくなりました。日本でもそうで、中国の歴史でも飢饉により多くの人がなくなったことが記されています。1970年代以降のことを考えてください。おそらくここにお集まりの方が生まれた頃です。それからお腹がすいてたまらない、お店でお米もパンも売っていないということを経験したことがあるでしょうか？

それは日本も同じです。日本でも第二次世界大戦前は、不作でお米の値段があがって、貧しい人

がコメを買えない時代がありました。現在は日本のコメを行政している農水省が、国民にコメをもっと食べると宣伝しています。このように 70 年くらいでコメをとりまく情勢は大きく変わりました。

私はこの大きな変化についていけなかったものが二つあると思います。一つは農林水産省というお役所で、もう一つは私が所属している農学部という学問です。二つの組織も学問も明治時代、今から 150 年くらい前に作られました。農水省も農学部の仕事も不足気味の食料をもっとつくり、そして公平に配ることが任務でした。余ってしまうと農水省も農学部も何をやっていいかわからなくなってしまったのです。これはマクロにみて、日本がなぜ 60 年にもわたって問題を解決できなかった非常に深いところだとおもっています。

ここまで話をまとめてみたいと思います。重要なことは、生産効率が上がるから農業の衰退が始まるということです。日本には豊作貧乏という言葉があります。豊作になればなるほど農民が貧しくなる、値段が安くなるということです。戦後の日本は万年豊作貧乏、長年豊作貧乏が続いていると考えております。

もう少し噛み砕いて説明します。人口の伸びと農作物の需要の伸びは同一です。つまり人が食べる量は変わらないということです。人口が増えた時代は、日本でも中国でも年間 2% くらいでした。現在日本の人口は減少していますし、中国の人口もほぼ横ばいと考えていいと思います。つまり日本では農産物の需要は、減少し、中国では一定と考えていいと思います。

農業生産額は、基本的に農産物の生産量に農産物の価格をかけてものになります。生産量がほぼ一定で推移する時になると、農産物の価格が上がらない限り、農業生産額は高まっていかないことになります。あまるようなくさん作られるようになった農作物の価格は上がって行きません。そして生産量も需要が増えなければ生産量も増えませんので、そうなれば農業生産額も増えないことになります。

その一方で、工業生産額は年率で 10% 増加することもあります。日本でも 1960 年代から 70 年代の高度成長時代に、工業生産額は 10% を超えることもしばしばありました。中国でも過去 20 年間の工業生産額は、しばしば 10% を超えました。農業と工業の発展速度に差があるとすると例えば、年間 7% の差がつくということは 10 年で 2 倍の差がつくということになります。20 年経つとそれが 4 倍になります。日本でも中国でも工業部門の高度成長は 20 年続いたことがあります。

後ほどデータでお見せしますが、まったく同じで中国での農業部門の農民との所得格差は大体 1.4 倍くらいになっていきます。まさにこの現象を指して農工間格差と読んでいます。ここで説明していくと何故農工間格差があるかよくおわかりのことだと思います。ですから中国が農工間格差の問題を考えていくときは、この原因をよく見据えて、法律の整備などを実行していただきたいと思います。

それでは、過去に農作物の価格が上がらなかつたことをご説明します。図4は石油と穀物と石炭の価格を示したもので、これはIMFが公表しているが国際的に取引される時に適用されるものです。最近2005年になって石油と穀物と石炭の価格も上がつたとの印象を私たちは持っています。しかし少し歴史を長く見るとその認識は正しくありません。あがつたのでなく、乱高下するようになったのです。一時期値があがりますが、すぐ下がつたりまた上がつたり下がつたりします。去年の後半になって石油の価格が下がつたということは、大変有名です。その影に隠れていますが、とうもろこしの価格も石炭の価格も下落しています。この図で一番見ていただきたいのは、1980年から2005年まで石油と穀物と石炭の価格はほぼ横ばいを続けていたということです。

1980年代に入るとアジアを中心とした発展途上国が順調に経済成長を始めるようになりました。その結果、石油や穀物の値段はインフレ気味に推移すると多くの専門家はみていました。しかし冷静にこのグラフを見るとそのような傾向は見られません。価格が大きく変動するようになったのは2005年以降で、それも一方的に上がるのではなく乱高下しています。詳しくは原因を申し上げるのは避けますが、私たちはこれを金融が原因だとおもっています。図5の中国の穀物の価格、これは中国の統計局が発表しているのですが、1996年以降、多少の変動はありますが、ほぼ一定です。特に2000年代にはいって中国の経済は驚異的なスピードで経済しましたが、中国の穀物の価格はほぼ一定でした。まさに生産過剰にあるために経済が成長しても価格があがることはないわけです。このことがまさに農村が疲弊する原因です。ですから、この現象は中国や日本だけ生じたものではありません。

図6のグラフは横軸にひとり当たりGDP、縦軸は農業生産額がGDPに占める割合を示しています。これは世界100カ国についてそれを示したものです。どの国も経済が発展し、ひとりあたりのGDPが増えるに従って、農業生産額がGDPに占める割合は低下しています。つまり先進国になれば農業は重要な産業ではなくなるということです。時々、日本は農業政策を誤ったから農業が衰退したという人がいますが、それは間違いです。先進国になれば、GDPにしめる農業の割合は1%程度に低下します。現在中国は、7~8%の割合を持っていますが、今後それは低下していくと考えなければなりません。

このような現象に対して我々はどのような社会政策を考えていくべきかについてお話しします。答えは一つです。農業の人口を減らしていくしかありません。まさに今回農村の都市化を題材にしていますが、その方向を強く推し進めなければなりません。それは政府が強制的に行わなくてひとりでに起こる現象です。これは日本で起きた現象ですし、現在中国でも起きている現象だと思います。

私が父親だったとしましょう。農業を行っていてもなかなか豊かになることができません。日本で見れば、東京や大阪がどんどん豊かになっていくのが見えます。私が父親であれば息子にこう言います。もう農業に未来はない。学費を出してやるから東京や大阪にいって勉強しなさい。中国で言えば北京や上海に行って勉強しなさい。そのあとは農村に帰つてこなくていいから、都市でサラリーマンになりなさいと親は言います。

実はこの会話は日本や中国だけでなく、アメリカ・イギリス・フランス等先進国であれば、どこも同じ会話がされていたのです。アジアでは過去数十年、アメリカでは過去150年、南北戦争がおわったころからその現象が起きています。現在、先進国であれば農業に従事する人の割合は1%程度です。そしてGDPも1%です。これは何を示しているかと言えば、100人の食料を作るに1人の農民がいれば十分だということです。それくらい農業の効率は現在上がっているのです。あと100年後にはロボットが耕作するようになるでしょうから、一人の農民がいれば1000人の食料を作ることも可能になっていくと思います。

ここから中国の過去の状況をおさらいしておきます。先ほど申し上げた数字ですが、中国の農業部門は1991年から2011年の間に8倍成長しました。しかし工業部門は23倍、サービス部門は22倍同じ期間に成長しています。つまり20年間の間に都市で働く収入の3分の1程度になってしまふということです。

これはこれから中国が最大に取り組まなければならぬ問題だと思いますが、過去20年間中国の農民人口の現象は極めて緩慢でした。先ほど李副主任が中国の農業人口は7億人を超えたと発言されました。しかし言えども6億人程度も農民としているということです。その一部は農民工として都市部にきて働いていると考えられますが、それでも中国ではまだ人口の40%くらいが農村に残っています。それに対して、日本やアメリカではそれが1%になるような勢いで減っています。その意味で中国はこれからの20年間にかなり積極的に農村の都市化に取り組まなければならぬと思います。

このあたりは時間がないので省略しますが、図9が示すように先進国では、かなりの勢いで農村人口が減少していることを示しています。中国はFAOの統計ですが、農業人口がほぼ横ばいで推移しているとの事実があります。図10のとおり、中国は非農業部門の一人あたりの生産額が急速に伸びている、農村部門も伸びてはいますが、その差がどんどんついているのが現状です。図11のとおり、中国では農村部に多くの人口が残っているために、農村の収入が都市部の25%程度になってしまっています。ところが日本・フランス・アメリカは農村部の人口を減らしてきたので、フランスは農村部の収入が都市部より多くなっているところもあります。

時間がないので結論に急ぎたいと思います。これは日本の反省でもありますので、是非それを踏まえて中国の都市化・それに見合う法律を作っていただきたいと思います。まず考えなければならないのは、日本・中国・韓国でもそうですが、コメを作ってきた関係で、農村部にたくさんの人が住んでいます。これは小麦や畜産をやってきたヨーロッパの農村とは違う状況にあります。ですから中国の農業政策を考える上で、アメリカでもヨーロッパでもなく、是非日本から学んで欲しいと思います。

つぎに覚えておいていただきたいのは、農工間格差がつくようになったのは、歴史的必然です。誰が政策を間違ったとか農水省がサボったとかいう問題ではありません。そして農村にたくさん

人がいるということでアジアでは深刻な問題になります。日本でも苦しましたが、中国でもこれから20年30年この問題で苦しむと思います。

この農工間格差の問題ですが、日本はこういうことをやりました。農作物価格の統制です。普通に作っているとお米が余ってしまうほど作ってしまいます。ですから減反政策を行い、お米を作るのを制限しました。それで政府が農民から高い値段でお米を買い付け、高い値段で消費者に売りました。これは市場経済でなく統制経済です。日本は市場経済の国のはずであったのですが、社会主義のような政策を行いました。

この方法は農民にとって痛みは少ないのですが、痛みがいつまでも続くということになりました。一体いつまで減反政策を続けていいかわからないからです。生産効率がどんどん上がっていくので、減反面積はどんどん広がっていくという事になりました。21世紀にはいってさすがに日本も気がついて規模拡大の方向に進みます。規模拡大はいいことのようですが、これは農民の人口を減らせというのと同じです。ですから地方はこれに強力に反対しました。日本でやったことでひとつ真似して欲しいのは、田中角栄がやった方式です。

田中角栄という首相は日中国交正常化を行った首相として中国の方もご存知と思います。彼は私から見るとなかなか優秀な人で、農業によって農村が豊かになることができないことを初めてわかった人です。彼は農村付近で公共事業、道路を作ったり鉄道を作ったり、橋をかけたりすることによって、農村部に仕事をもっていくことを行いました。このことは一時的に成功を収めましたが、日本の失敗にもなるのですが、そのことが仕事をいつももらう仕事を欲しがる組織になってしましました。

次に日本の経験から学んでほしいことは、農民を都市に移動させなければならないということです。地方で公共事業を展開することは、富を一時的に地方に持っていくことでは有効です。何にもまして重要なのは、農民に対して、農業が儲からなくなってしまったことを政治が農民に説くことです。そのような状況で農民が儲かるには大規模しかないことをこれも強く説くべきです。

農業の規模を10倍にするということはそれまで10人いた農民の内9名が農業から離れなければならないことを意味します。実は国が関与しなければならないことは、私はこの部分と思います。9人の農民が農業を離れて都市で働くようになるには、教育が重要です。ですから国が農民を援助して高い教育をつけてあがることが、農村の都市化では極めて重要なことになります。これも政治の役割ですが、こういうことが起きるのは農民がサボっているのではなく、歴史の必然であることを都市の住民に説くことです。ですから国が安定して発展するためには、都市または工業部門・サービス部門が儲けた富を一時的に農村に移すことが必要であることを政治がきちんと国民に説くべきだと思います。

日本の政治は過去50年間にわたり、この二つに失敗したのだと思います。都市の住民はいつも自分たちが収めた税金を農村部にとられてしまうとの意識を持つようになりました。農学部の先生も農水省の役人も農業にもって研究費をつけてくれるように言っていたため、実は補助金がはい

りすぎてしまったために、日本では農協という組織が極めて強くなってしまいました。

21世紀に入ってからは、TPP、WTA、FTA もう 20世紀の終りからですが、対外的に交渉する際に日本の地方・農村というのは、足を引っ張るというような作業しかしなくなりました。

最後になりますが、日本が失敗した原因は、減反政策や疲弊した農民に補助金を与えるとか一番悪いことですが、担い手が不足するので農民人口をもっと増やそうという政策をやっていったからです。農村の疲弊の原因を間違ってしまったために、間違った治療を行い、その間違った治療を 60 年も行ったために、日本は政治的に非常なロスをしました。中国も日本の経験から多くのことを学ぶことができると思います。ご清聴ありがとうございました。

講演Ⅰに関する中国側コメント

コメンテーター： 発展改革委員会発展企画司副司長 陳 亞軍



川島先生は、東アジアという人口が多く、土地面積が少ない国土において、小規模農業を続けながら、どのようにして農村を発展させ、農工間格差を縮小していくかお話をいただきました。

このような問題を抱えているのは、農産物の弹性価格が低いことが起因することもありながら、東アジアの地域においては人口が多く、土地が少ないということで人の労働生産性が低い割に土地の生産性が向上するという結果もあるかと思います。

私は農業経済が専門でありますが、現在は中国の都市化の計画立案に携わっております。川島先生が中国の農業・農村・農民という視点から、中国の都市化ということにご提案してくださいましたことに、私は非常に興味深く聞かせていただき、有益であったと思います。

特に先生がご指摘した「農工格差を是正するためには、最終的には農業の効率を向上させて農民の数を減らすしかない」という論点には全く賛同致します。また、先生が言われた次のような論点：都市が農民を吸収する受け皿になること、農民の大都市への移転と地元近くでの都市化を図ることとの並行、農業経営集約化の促進、農民、なかんずく若者の農民の教育に力を入れること、そして農業に対する補助金政策の短期的効果と長期的、持続的な効果を統合的に考慮すべきなどの考え方にも全く賛同しております。

現在中国が遂行している国家新型都市化の計画を踏まえて、都市化と農村との関係の視点から、いくつかの感想を述べ、川島先生の論点に対するレスポンスとさせていただきます。

1、 都市化は中国の農村・農民問題を抜本的に解決する道であること。

我が国に存在している過剰な農業労働力及び農村人口と限られた農業生産用の水・土地資源とのジレンマは正に「三農」問題が難題となった根本的な原因であり、「三農」問題を抜本的に解決するためには、この三農問題の次元を乗り超えなければならないし、継続的に農民の数を減らさなければ、最終的に農民を豊かにさせることはできません。世界各国に比べて、我が国の土地生産性はすでに高いレベルにありますが、労働生産性は依然として低いレベルにあります。その主要な原因は、一人当たりの農地面積は僅か 0.09 ヘクタールで日本よりも少ないように思いますが、農家 1 世帯当たりの土地経営規模も 0.6 ヘクタールしかなく、農業の大規模化経営には程遠いものであります。都市化の過程は農村労働力移転の過程であり、農村人口が次第に都市部に移転することに伴って、農民一人当たりの資源占有量が高くなり、農業の大規模化経営及び農業機械化レベルの向上に寄与し、農業の近代化実現に有利な条件を作り出します。（一方、農民が都市部に移転し、就職すると、賃金制収入が増え、農民の生活レベルも改善されます。それと同時に、都市部の経済実力も向上され、工業をもって農業を促進し、都市部をもって農村部を発展させる効果が一層強化され、都市と農村のインフラ施設と公共サービスの一体化が加速され、農民の生産・生活条件の改善に繋がっていきます。）

2、 中国が現在推進して新型都市化は人間本位の都市化であること。

所謂人間本位とは、従来よくある「モノばかり目立って人をあまり見えない、人間よりもモノを重視」の傾向を正し、人間の都市化をコアとして都市化を推進し、しかも都市部の住民を本位とするだけではなく、農民工や農民をもっと視野に入れるべきであります。過去長期に亘り、戸籍制度を特徴とする都市と農村の二次元体制を実施して来ましたが、現在、我が国における都市と農村の二次元構造が齋しているジレンマが依然として目立っているにも関わらず、都市部でも、新たな二次元構造によるジレンマが現れました。目下、約2億人あまりの農民工及びその同伴家族が都市部で長期的に就職し、暮らしていますが、教育、雇用、医療、養老、低所得者向けの住宅などの面で、都市部住民並みの基本的な公共サービスを受けられず、容易に都市社会に融け込むことができません。所謂新型都市化は正にそのジレンマの解消に力を入れ、都市部内部での二次元構造のジレンマ解消をきっかけにして、都市と農村の二次元構造のジレンマ解消に拍車をかけます。まずは農業からの移転人口を順次に都市住民化にすることを最優先課題にして、戸籍制度の改革と基本公共サービスの均質化の「二本立」の施策を通じて、農業からの移転人口を都市部に融け込むことを図って行きます。既存移転者を優先し、潜在者を呼び込むという原則の元で、都市部に長期在住し、仕事や商売をしている農業移転人口の市民化問題を優先的に解決し、次第に農業の余剰労働力の移転・転換を促し、最終的に「農民の数を減らし、農民を豊かにする」目標を実現して行きます。

3、 現在中国が推進している新型都市化は都市と農村の同時発展を統合する都市化であること。

国内外のかつての経験から判るように、都市化の段階において、工業と農業の関係及び都市と農村の関係を適切に対処することは極めて重要であります。うまく対処できれば、互いに促し、都市化を持続的に推進することが出来ます。そうでなければ、互いに制約し合い、都市化の進展に支障を齋します。我が国は人口大国であり、国内での食料と主要農産物の供給問題を第一義に考えなければなりません。それは都市化を推進する上の基礎と前提でも言えます。我が国は人口が多いため、仮に将来都市化のレベルが大幅に向上したとしても、依然として数億の人口が農村部で生産、生活することになります。新型都市化を推進する際、戦略的に工業と農業、都市と農村の関係をうまく処理し、その統合性を強化し、都市と農村の格差を次第に縮めて、工業をもって農業を促進し、都市の発展をもって農村を引っ張り、工業と農業の互恵関係、都市と農村の一体化関係を作り上げる必要があります。また、農業の近代化を強化し、農業の技術進歩を促進することによって、新しい農業生産・経営体制を構築し、農業の社会化サービスと多様な大規模化経営スタイルを発展させ、農業近代化と都市化の相乗効果を図り、人間本位の都市化の基盤をより強固なものにしなければなりません。都市と農村の一体化発展の体制を整備し、都市と農村の間の生産要素の公平な交換及び公共リソースの均衡的な配置を促進し、農業と農村の活力を強化しなければなりません。

演題：「日本における農業・農村の所得向上に関する立法及び政策」

講師：キャノングローバル戦略研究所 研究主幹／農学博士 山下一仁



私は、日本の農林水産省で30年近く働きました。そのうち10年間はガットウルグアイ交渉とか中国のWTO加盟交渉とか国際交渉に携わりました。最初に北京にやってきたのが、中国のWTO加盟での日本との交渉の時であったわけです。その10年間の国際交渉とは別に5年間農村新興についての課長・部長・次長を歴任して農村振興についてはある程度知見を蓄えることができました。先程から都市と農村の2元構造ということばを何回か聞きました。

日本でも1960年代は農村と都市、農業と工業の2重構造が盛んに言われました。ところが、今では日本では、2重構造とか、2元構造という言葉は、使われなくなりました。先ほど川島先生が日本の政策がすべて間違いだと言われましたが、確かに間違っていた分はあるのですが、農村と都市の2重構造、農業と都市の2元構造を解消することについてはそれなりの貢献をしました。小さいとき中国の何千年の歴史を極めて興味深く教わった身として、大変僭越ですが、日本の経験を皆様と共有したいと思います。

まず、私が書いたものに沿って、各セクションの要約をお話しします。

まず1の(1)ですが、先進国の農業問題と途上国の食料問題に対して話しをします。先進国では、所得も一定の段階にありますし、人口もそれほど増えませんから、農産物に対する需要はそれほど増えません。それに対して、先進国では農業生産にたいする技術革新が進みました。

つまり需要が増えずに供給が増えるので、農産物の価格は下がりました。それに対して先進国では、農産物の価格をあげて、もしくは補助金を与えて農家の所得を保護するという政策がとられた訳です。

これに対して途上国では技術革新がそれほど進まないことから、供給はそれほど増えません。需要は人口が増えるので、増えます。従って、供給が増えずに需要が増えるので農産物の価格があがるという状況になります。食料の価格があがると労働者の賃金も上げなくてはならなくなり、工業の発展が損なわれることになります。従って途上国では農産物の価格を抑制するという政策がとられてきました。1990年代まで中国の穀物の価格が抑えられていたのも、その政策を反映したものだと思います。

日本においても戦中から戦後にかけて同じような政策が採られました。特に、終戦直後になると大変な食糧不足、不作になりましたので、農産物の価格が高騰して、農家は大変裕福になりました。政府に売るより、闇マーケットで売った方が所得があがる、他方都市部では経済が相当ダメージを受けたので、工業労働者の賃金は低い、農家の所得の方が高いという状況が、終戦直後1945年から50年にかけてそのような状況になりました。これでは都市部の人たちが生活できないので、1947年に作った食料管理法を活用して、農家から政府が安く農産物を買って安く消費者に配分するという政策をとってきたのです。これは、農業搾取、工業優先の政策でした。

ところが 1955 年頃になると日本経済の復興が始まり、工業がさらに力をつけるようになりますと、逆に農家の所得が工業労働者の所得を下回るようになってきたわけです。これが日本の二元構造の始まりであった訳です。

つぎに 1 の (2) です。ここで 1961 年、政府は農業基本法を制定します。これは農業所得をあげようとしたものです。そのためには、所得というのは、価格に生産量をかけたものからコストを引いたものです。したがって、所得をあげようとすると農家の人口を減らして、規模を拡大してコストを下げれば、所得はあがるという考え方で作られたのが、農業基本法だったわけです。1955 年から 1965 年にかけて大量の人が農村から都市に移動しました。同時に農村にいながら都市に出稼ぎにいく、今の中国と農民工と全く同じ状況が、1955 年から 1965 年の日本起こっていたわけです。

日本政府はその傾向が 1965 年以降も続くと思っていたわけですが、その予想はものの見事にはずれました。それには二つの理由があります。一つは、1960 年代から 1970 年代にかけて、食糧管理法によって政府が買い上げる米の値段を大幅にあげることで、農家の所得を上げるという政策をとったということです。これによってコストの高い零細な農家でも農業を継続できるようになったものです。従って規模を大きくしてコストを下げて、専業農家の所得を増やすことは成功しなかった。もう一つの政策の失敗は、ある意味では成功したのですが、農村への工業の進出を 1962 年以降大幅に推進したということです。農村と都市の二重構造を解消するために、農村地域に工場を進出させるようになりました。その結果、農村の人は都市にでていかないで、農村にいながら近くの工場に働きにいくことにより所得をあげることが可能になったということです。つまり農家としては農村地域に工場があるので都会にでていかないで工場に勤められる、それに米価が高いので、小さな農場規模で充分米農業を続けられる、このことで農業人口を減らして、農家の規模を大きくしてコストを下げるという政策は失敗してしまいました。それをさらに推進したのが、稻作における機械化であったわけです。1 の (5) のグラフが示しているように、農業機械が急速に普及したおかげで、昔であれば、250 日くらい働いていた農家が、いまでは 30 日だけ働くことにより 1 ha の農業ができるようになってしまった。つまり週末だけ、平日はサラリーマンのように働いて週末だけ田圃にでることで米が作れるようになってしまった。多くの農家は、兼業農家となったのです。

1 の (6) のグラフをみていただきたいと思います。このグラフをみていただければわかるように農家の農業所得はほぼ横ばい、これに対して農外所得、工場で働く、あるいはサラリーマンとしてオフィスで働く、これによる所得が大幅にあがっている、さらには高齢化しているので、年金委による収入が大幅にあがっていることがおわかりになると思います。

1 の (7) のグラフをみていただきたいと思います。このうち折れ線グラフが農業と工業の農家と工場労働者の所得の比率を示しております。1965 年の段階で 107%、農家の所得が勤労所得つまりサラリーマンや工場労働者の所得を上回って推移するようになったわけです。つまり米価をあげたことと農村に工業を導入した結果、農家が週末だけ農業をやるようになってしまったことで、

農業と工業の所得格差が解消し、逆転してしまったということです。他方で零細な兼業農家が残ってしまった結果、専業農家が、農場の規模を拡大してコストを下げて農業所得をあげるということには失敗してしまった。つまり政府の政策によって農家は豊かになりました。しかしそれは農業を犠牲にすることで進められたわけです。

次に2のグラフをみていただきたいと思います。この図をみていただくと1970年から2010年にかけて農家の比率が70%以上の農業集落が、激減しているのがおわかりになると思います。これに対して農家戸数の少ない集落が、増加していることがおわかりになると思います。つまり日本は農村の都市化ということでは極めて成功したといえると思います。

次に3についてご説明したいと思います。しかし今でも依然として完全に都市と農村、大都市圏と地方の格差が解消されたわけではありません。日本は今地方の再生ということで安部内閣は力を入れて政策を講じようとしています。日本は今の中国と違って、よい産業構造が変化した国として地方を活性化する点で、大変困難な問題に直面しています。それは日本の経済の7割がサービス産業であるということです。製造業は2割くらいのシェアしか持っていません。従って工場を地方に分散させて地方の所得を上げようとする1960年代の政策が機能しなくなっているということです。サービス産業は人が集まれば集まるほど利益ができる構造です。つまり、農村ではなく都市に適した産業です。

従ってサービス産業を地方に移すということは大変な苦労が伴うし、サービス産業は容易に地方に移りたがらないという問題を抱えています。これは先進国である日本が新たに直面している、問題です。我々自身があらたな解決方法を見つけなければならないという問題と私は思っています。

ここから私が書いたものから離れて具体的にどういう対策をたてて日本政府は講じて工場地方分散を助長し、地方を活性化しようとしたのか、具体的な政策をお話させていただきたいと思います。

日本の税金は国に納める税、国税、地方公共団体に納める地方税という二つの構造からなっています。地方公共団体でも東京とか大阪とか産業が盛んなところは地方税がたくさん入ってきます。ところが産業があまりない地方の道県、それから市町村にはそれほど税収が入ってこないという状況になります。

それでは地方の公共団体の人たちは住民に対するサービスを提供できませんので、国が法人税とか所得税とかあるいは消費税とか集めた国税をそういう地方税の税収の足りないところに配分するという仕組みをとってきました。これが地方交付税という仕組みです。

企業が地方に工場を移転するという場合には、地方公共団体がその企業がはらう地方税を減税するとかゼロにするとかそういう措置をとることが認められます。そうすると地方公共団体から見ると税収が下がることになるので、それを地方交付税によって国が補填するという政策をとって

きました。

皆さんが日本の地域振興の法律を見られると地方税の不均一課税という条文をみることができると思いますが、その条文はいま私が話したことを探しているものです。

次の対策は補助事業です。農業の団体あるいは市町村が農産物の加工施設をつくる、もしくは農産物を直接消費者に売る、そのような施設を作るときに国はその団体に5割の補助金を与えるという政策をとってきました。それに都道府県が4分の1を上乗せして補助金を払いますから、農業の団体とか市町村は施設の整備のコストの4分の1を払うだけで施設の整備ができることになります。昨日の林副主任とのお話を6次産業、農業の一次産業、製造業の2次産業、サービス、グリーンツーリズムの3次産業合わせて6次産業化ということが言われましたが、実はこのような政策は、日本は補助事業として長年実施してきたということです。

3番目は道路の整備などの公共事業をやるときに過疎地域とか山村地域とかそういう条件が不利な地域については補助率のかさ上げをするという政策を法律で決めて実行しました。これによつて財政的基盤の強くない過疎地域では、わずかな金で道路などの公共事業を実施することができるようになります。最後の政策は農村自体の環境整備です。日本の農村では長いこと下水道が整備されてきませんでした。都市並みの下水道を整備することになると大変なお金がかかってしまいます。そこで集落が簡単な下水道を整備するときに補助金を与えるということを20年くらい前から実施するようになります。以上私が思い出す限りでは、日本政府はこういう政策で地域振興を図ってきたのではないかとおもっています。具体的な政策についてご参考になれば幸いです。

最後に強調したいのは、日本は農村の都市化ということにはある程度成功しましたが、それは農業の構造改革、農業の発展を犠牲にする形で進められたということです。同時に新たな2元構造的なものがうまれつつある。それは、日本では、サービス産業のウエイトが大きくなっていくことにより我々として新たに解決しなければならない都市部と農村部の新たな問題を抱えるようになってきたということです。

講演Ⅱに関する中国側コメント

コメンテーター：マクロ経済研究院産業経済／
技術経済研究所研究員・博士指導先生 姜長雲



まず、このような貴重な機会を与えていただいたことを感謝します。

先ほどの山下一仁博士の素晴らしいご講演を聞かせて頂き、いずれも大変示唆を富んだお話をしました。全体的な感想として、山下一仁博士は日本の農業経済史の視点から、日本での農業と農村の所得向上に関する一連の施策についてご紹介いただきました。それらは、今中国が進めている工業化、情報化、都市化と農業近代化の一体化発展に非常に参考になるかと思います。

特に後半の原稿以外のお話しが、今の中国の都市化にとって、非常に具体的取組の参考になったかと思います。確かに今の中国と日本では、国の発展段階が異なっておりますし、国の事情もかなり違いがあるかと思いますが、同じ東アジアの国であり、農業生産上の資源・環境状況は、似ておりますので、その意味では共通点が多いと思います。今中国が直面している問題の多くは、かつて日本が経験したことが多くあると思います。従って、日本が過去、成功した経験、あるいは失敗した経験を我々が勉強することが、我々が再度間違いを繰り返さないということで、非常に有意義だと思います。それでは山下先生のお話に対して、いくつかコメントをさせていただきたいと思います。

まず一つ目、農村の貧困問題について、日本の学者である速水佑次郎先生の本が、中国ではある意味で注目されています。速水佑次郎の見方では、一国の発展段階は低所得段階から中等収入段階に入り、さらに高収入段階に入って行きますが、それに伴って、直面する問題は、食料問題から貧困問題、さらに農業調整問題へ、次々と変わって行きます。山下先生が原稿の中で紹介されている貧困問題は、丁度途上国が直面しているその段階でもあります。ただ、速水先生の分析とちょっと違った視点で分析をされているということで、私にとって非常によい勉強となりました。

二つ目として、山下先生が紹介した日本における農家兼業化についてその原因・歴史現象の原因、兼業化による農家所得への影響、及び機械化による兼業化の進展について詳しく分析していただきました。これも、現在我が国の農業政策及び関連立法問題に対する研究にとって、大変示唆性を富んでいます。中国は、近年、工業化、都市化が急速に進展しています。そして中国においても農家の兼業化はかなり目立ってきてています。今後、中国の農業政策あるいは都市化政策で、農業の大規模化に向かう政策を選ぶのか、農家の兼業化を支援する方向をとるのか、一つの判断が必要あります。実は今中国で今後の農業政策について見方がわかっています。

一部の見方としては、政策として新しいタイプの経営主体を奨励すべき、つまり大規模経営、もう一つの見方としては、分散型の農家、兼業農家を奨励すべきという見方で分かれています。確かに山下先生が言わされたように1960年代の日本政府が作った農業基本法、ある意味では立法の目

的が達成されなかつたかもしませんが、予想外の兼業農家という形で、収入増加の効果が得られたということにもなります。今後の中国の農業政策で、ある意味この二つの政策を結び付けるような発想が可能ではないでしょうか。つまり、一方では新型の経営主体を育てていく、一方では農業生産にサービスをするような業界の育成によって、兼業農家、小規模農家生産能力の向上にサポートをしていく。新しいタイプの大規模農家を育成することによって、普通の農家の農業生産を促進していく、それと同時に農業生産に関連する関連のサービス産業を育成することによって普通の農家をサポートしていく、普通の農家が農業の近代化を図っていくことをサポートしていく。山下先生のお話で農業の機械化がありましたが、農業機械の請負をもって、それで農業生産に携わるという話であると思います。

三つ目は、山下先生のお話にあった混住化ですが、この混住化が中国の農村問題を解決する一つの道かもしれませんし、特に中国が進めている農家の住宅地への改革にもいい参考になると思います。この混住化は農家の兼業化と密接に関連していると思います。今、中国が進めている新型の都市化の戦略の中で、特に今強調されているのが、地方の中小都市を重点的に農民の移転の受け皿にするということです。これまで中国では、大型、超大型の都市の発展を強調してきたわけですが、これが農村の2元化の問題に変わっていくことになるので、長期的な問題になります。

今の新型都市化の話は、中小規模の都市の発展に力をいれているので、これが近隣の農村の都市化につながっていくので、それで農民が兼業化することにもなり、農村部・都市部の安定につながると思います。今中国で農村の住宅地制度の改革を推し進めていますが、これは混住化にもプラスになると思います。中国において農村の混住化の傾向がますます顕在化してくると思います。この混住化がうまく行けば、社会資本の農村への投資、新型都市化の話にも極めて有利になります。現在の中国農業発展に巡っている国内外の環境は当初の日本の発展段階に比べて、数多くの相違点があります。例えば、当初の日本では相当長い期間に、コメの厳しい輸入規制と高米価政策を取ってきました。そのような政策は今の中国でとることはできません。中国はWTOに加盟しているので、色々な条件に縛られています。

今中国が直面している問題として国内の生産コストが価格上昇の傾向にあります。WTO加盟時の承諾で、中国の農業分野での開放性が高く、近年以来、国際農産物の価格が国内農産物の価格より安いという問題が急速に目立つて来ました。それに多くの作物で輸入価格が安くなっている、従って輸入のプレッシャーが高くなっています。

川島先生のお話で農産物の価格上昇で農家の収入が増加したとのお話がありましたが、現在中国では農家の収入で農業による収入は3分の1しかありません。増えた分の収入から言うと農業からの収入の増加分は約10%しかありません。従って農産物の価格上昇による農家の収入増はかなり限られていると思います。逆に工業化、都市化によてもたらされる収入の増加が、価格向上による収入増よりも多くなっています。農村は年寄りが主体で若者は年に出稼ぎにいき、その収入が中国では農家の収入とされるので、農作物からの収入よりも多くなっているものです。以上で私のコメントを終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

シンポジウム 総括

公益財団法人国際民商事法センター理事・弁護士 小杉丈夫



第19回目中民商事法セミナーが、李亢法規司長の適確な司会の下に、無事に終了できることに、安堵の気持ちを覚えています。

私は、1996年の第1回セミナーから今日まで、19年にわたりこの日中セミナーに関与してまいりましたが、今回は準備にあたり、2つの難間に直面しました。

一つは、日程とテーマの設定と開催日までの時間が短かったことです。通常は、日程とテーマの設定から開催日までに6ヵ月程度の期間を要しているのですが、今回は、日程とテーマが確定したのが昨年の11月末のこと、開催日まで2ヵ月しかありませんでした。

二つ目は、中国側から提案されたテーマが「農村の都市化」という、大変難しいものだったということです。本セミナーが開始された当初は、日中の基本的な民商事法の法律や法制度をテーマにしておりました。ところが、今回の「農村の都市化」というテーマは、法律のみならず経済、社会、政治、さらに広くは技術革新にまで及ぶ幅広いもので、準備期間が限られる中、講師の選定に大変苦労しました。幸いに、川島博之、山下一仁という、卓越した専門家に巡り合うことができ、中国側コメントターの適確なコメントと相まって、率直かつ、充実した討議ができたことをうれしく思います。

川島講師には、日中ばかりでなく、アジアの農業問題の専門家として、マクロ的、経済学的見地から、統計を駆使して、日本、中国の農業がおかれている現状を客観的に明らかにされました。

「食糧生産の生産効率が上がることによって、農村の貧困が生れる」という指摘は、目から鱗が落ちるという気持ちで拝聴しました。

そして、中国の農工問題のは正には、最終的に、農民の数を減らし、農業を大規模化するしか道がないこと、現状では、中国の農村には、まだ多くの余剰人口が滞留しており、これを都市に移行するためには、大きな痛みを伴う実行が求められると指摘されました。そして、更に、その痛みを緩和するために、政治、行政が真正面から、都市、農村両方の住民に向き合うことの必要性と、道路網や、地方の工業拠点の整備など公共事業の補完の必要性に加えて、若い農民の教育の必要性を説かれたのが印象に残りました。また、日本の反省を踏まえて、減反政策、補助金の供与などは、害こそあれ、益のないことが強調されました。

川島講師の発表に対し、中国側の陳亜軍氏から、次のようなコメントがありました。

① 三農問題の根本は、過剰な農民人口と限られた耕地にある。現在進行中の都市化は、中国の農村・農民問題を抜本的に解決する道である。

② 中国が推進している新型都市化は人間本位の都市化である。農民工問題の底には、都市と農村の二元構造がある。この二元構造の固定化が、現在の農民工問題を生み出している。そして、農民の都市への移動が、都市内部の二元構造を生み出している。

対策として、まずは、現戸籍制度の改善と居留証の発行により、ストックになって溜っている農

民工問題を解決し、さらに進んで、新たに生ずる都市農民の増加を解決しなければならない。

③ 新型都市化は、都市と農村の同時発展を統合するものである。つまり、一体的な発展が必要である。中国は、自国で穀物問題を片付ける。13億の農民が都市に移動しても、数億は農村に残る。これを工業化と併せて解決する。

山下講師は、農林水産省に30年勤務された経験を踏まえ、戦後今日まで日本が取ってきた法政策と、その間に農村に生じた変化について、年次を追って、事実に即して説明していただきました。講演の要旨は次のようなものでした。

① 1961年農業基本法により意図された、農業の規模拡大により、コストダウンを図り、農業と工業の格差を是正しようという試みは、政府自身による米価引上げ政策と、農村への工業の進出、農業の機械化により失敗した。確かに、農業の所得の向上をもたらしたという面は評価できるとしても、結果として、兼業農家の発生と農村滞留という現象が生じた。

② 日本には新たな問題が発生している。それは、日本の地域振興政策が経済のサービス化現象に全く対応できていないということである。大都市と地方の格差は依然として大きい。農業集落の消滅の危機ということもいわれている。このような背景が、安倍内閣が地方創生という政策を掲げるに至った理由である。

③ 日本は、それ以外にも、次のような格差是正のための政策を実行してきた。

(1) 産業の少ない地方への地方交付税の補てん、不均一課税の特例 (2) 補助事業による支援
(3) 公共事業における過疎地の補助率のかさ上げ (4) 下水道等、農村における重点的環境整備、などである。

山下講師の講演に対しては、中国側の姜長雲氏から、次のようなコメントがありました。

① 山下講師が最後に話された、日本が格差是正のために採ってきた政策は、中国にとって大変参考になる。

② 日本における兼業化現象の原因、その農家所得への影響、機械化の進展は、中国にとつても、大いに研究する価値がある。

③ 日本における混住化は、中国農村の住宅地制度にとって示唆に富む。

④ 中国はWTOとの関係でも、日本のような農家保護はできない。中国国内での農業生産コストは増加しており、他方、輸入価格は下落して、それが中国にプレッシャーになっている。

⑤ 日本の兼業農家の所得構成の話については、今や中国でも、農民の収入中、農業からの収入が占める割合は全収入の1/3程度である。

農村と都市という今日のテーマは、中国にとっても、日本にとっても大変大きな重要なテーマであって、半日のセミナーで到底論じ尽せるものではありません。社会、経済、政治構造のちがい、経済の発展段階のちがい、国民性など、さまざまな要因が、両国の底辺に横たわっています。

しかし、これらを呑み込んだ上で、本日、両国の講師、コメンテーターの周到な準備と発表、討論により、基本的な問題を掘り下げて、今後の研究につながる実りのある討議ができたことをうれしく思います。

昨日の夕食会、そして、今日の冒頭のあいさつにおいて、林念修副主任からは、過去19年間の日中セミナーの成果を積極的に評価するとともに、過去を総括して、将来更に建設的な、実効性のある場にして行きたい、地方都市での開催も考慮したい、との発言がされました。今年秋には、第20回という節目のセミナーが日本で開催されます。日本側としても、更に工夫を重ねて、中国側の期待に応えるよう、日中共働して改善、発展をはかる努力をしなければならないと思います。

閉会挨拶

法務省法務総合研究所総務企画部長 中井隆司



第19回日中民商事法セミナーの閉会に当たり、法務省法務総合研究所を代表し、一言、御挨拶申し上げます。

林念修、中華人民共和国國務院國家發展改革委員會副主任、李冗同委員會法規司司長を始めとする中国の皆様方、財團法人國際民商事法センターの宮原賢次会長、原田明夫理事長、その他、御臨席の皆様方、本日は御多用の中、御参加いただき、誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として、日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について、相互に理解を深めるとともに両国の交流の発展に寄与することを目的として、毎年開催されてきたものであります。

着実に回を重ね、19回目を迎えました。長年にわたり、途切れることなく、このような日中間の交流が続けられてきたことを大変嬉しく思います。そして、このことに御尽力いただいた、全ての皆様に対し、改めて敬意を表したいと存じます。

これまでこのセミナーでは、その時々において、日中両国の興味・関心のある事柄をテーマに取り上げ、意見交換をして参りました。

本日のテーマは、中国の重要政策の一つである都市化政策に関連し、「日本における都市化の経験」、「日本における農業・農村の所得向上に関する立法及び政策」となりました。

経済発展にともない生じる都市、農村間の所得格差は、持続的発展を脅かす不安定要因となる可能性があるため、更なる発展を遂げるためには、その格差は正が重要な課題となります。

かつて日本も直面したこの課題について、本日は、川島博之京大学農学部生命科学研究所農学国際専攻准教授、山下一仁キャノングローバル戦略研究所研究主幹御両名に御講演いただき、良かった面も悪かった面も含めて日本の経験を御紹介いたしました。

その上で、日中双方から、活発な意見交換が行われ、大変興味深く拝聴した次第です。

本日のセミナーは、日中両国が互いの経験を伝え合い、相互理解を深めるまたとない機会として、実り多いものであったと思います。

最後に、今後の日中両国の発展とともに、御参加の皆様方の御健勝を祈念申し上げて、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会挨拶

国家発展改革委員会国際司巡視員 李 海岩



皆様こんにちは、まず私は国家発展改革委員会国際司を代表して、中日民商事法セミナーの開催にあたり、中国・日本の関係者の皆様がわざわざこのセミナーにお集まりいただいたことに心から御礼申し上げます。開会の挨拶では、林副主任と宮原会長から本セミナーに高い評価が示されたことに加え、将来に対し高い期待が寄せられていると認識しました。今回のセミナーでお話いただいた専門家の意見を私もよく理解しております。日本と中国の発展段階の違いはありますが、お互いに非常に共通しているところがありまして、あれこれ参考になるということに私は賛成しております。中国は現在都市化、農村の問題に直面しております。今回このようなテーマをめぐりまして、色々と話し合ったわけですが、中国の都市化と農村の発展に大変有益であり、参考になることが多々あると思われます。とりわけそのほかにも類似の問題が存在しておりますと、例えば中国の産業の構造の問題、環境対策の問題そして高齢化社会への対応の問題があります。これらいずれも日本はかつての発展のなかで直面し、または乗り越えてきた問題です。その中に成功した事例があると同時に、苦い失敗の教訓もあると思います。専門家が話されたようにお互いが学びあうこと経験を共有することはお互いにとって、回り道をあまり通らずにWIN-WINの関係を構築する上で、有益であると認識しています。

二つ目は昨晩、林副主任と日本の方が、話したようにこのプロジェクトは19年の歳月を経てきました。これまでのところ大成功をおさめています。現在この成功の体験を総括しなければなりません。その上でこの協力を更に深めていくためにはどうすればいいか、ということを検討する必要があります。具体的にいうとその総括を通じて両国の協力がより一層の花を咲かせるためにつなげていかなければなりません。すなわち実務的な結果がもたらされること中国の法整備の意思決定により資するものにしていかなければなりません。次の会議まで残り数ヶ月間ありますが、皆さんの英知を集めて、どのようにすればこの協力プロジェクトが地に着いた形となりより大きな実績につながることができるか、ということを考えていこうではありませんか。

先ほど小杉さま、中井さまからすばらしい総括がありましたので、内容について重複するつもりはありません。そして最後になりますが、両国の専門家の方、とりわけ日本から来られた講師のお二人、中国のコメンテーターの方に感謝したいと思います。中国の都市化、農村の問題を噛み砕いて非常のわかりやすくご説明いただいたことに感謝します。そして、最後になりますが、日本の総括でも触れられたように、通訳の努力がなければ、専門家の大変すばらしいお話を皆様の耳元に伝わらなかったと思います。二人の通訳の方にも感謝したいと思います。ありがとうございます。

< 講 師 說 明 資 料 >

日本における都市化の経験及び 中国に対する啓示

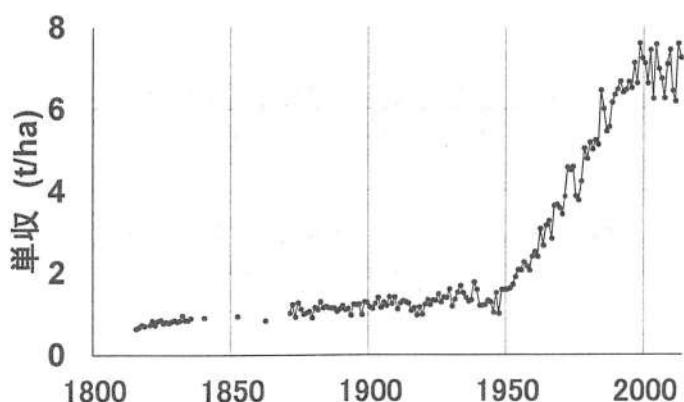
東京大学大学院農学生命科学研究科
川島博之

食料生産効率の急上昇

- ・先進国で20世紀の中頃より、単位面積当たりの穀物収穫量が急速に増えた
- ・原因は化学肥料(工業的に固定した窒素肥料)の普及
- ・化学肥料は中国にも普及した
- ・中国の2013年の穀物生産量は5億5千万トンで、米国:4億千万トン、日本:1200万トン

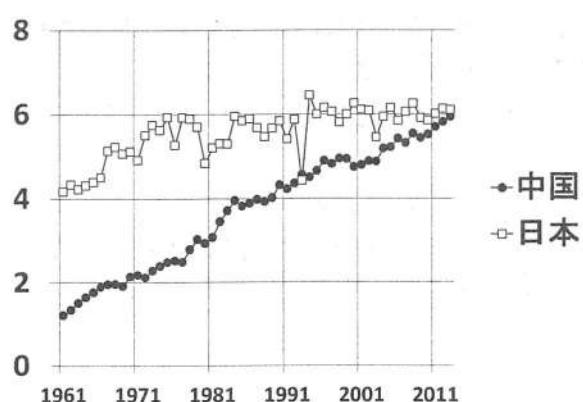
フランスにおける小麦単収の変遷(図1)

データ: Mitchell (1998) & FAO



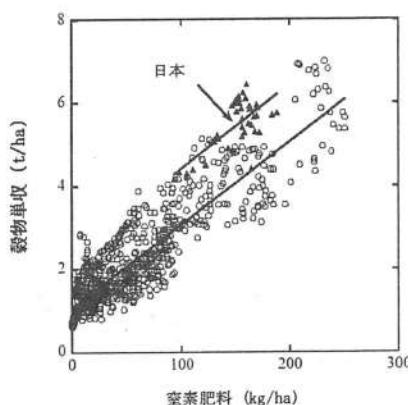
中国と日本における穀物単収の変化(図2)

単位:t/ha データ:FAO



窒素肥料と収穫量の関係(図3)

化学肥料(窒素肥料)を投入すると収穫量が増える

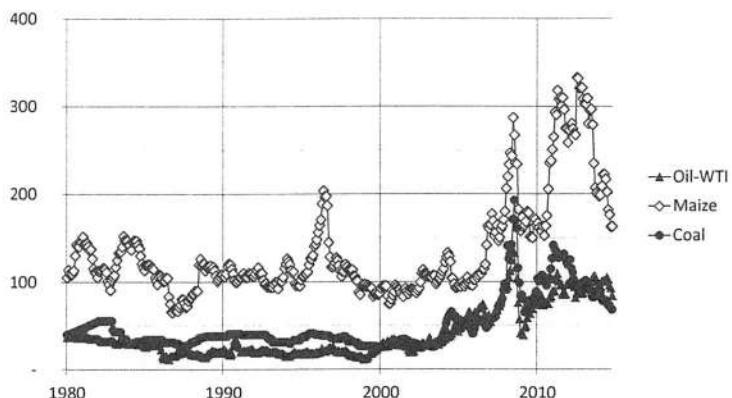


生産効率が上がるから農業の衰退が始まる:万年豊作貧乏

- 人口の伸びと農作物需要の伸びは同じ
(人間が食べる量は変わらない)
- 人口の伸びは高かった時代でも2%程度
(現在、日本の人口は減少、中国は横ばい)
- 生産効率が高まると価格が低迷する
(農業生産額 = 生産量 × 農作物価格)
経済発展に伴い野菜や畜産の生産額が伸びる
- 一方、工業生産額は年10%伸びることもある
経済発展が始まると20年程度で3倍から4倍の格差が生じる

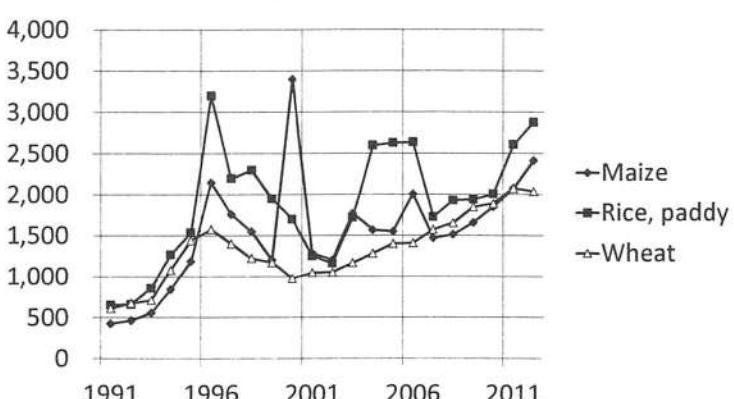
穀物価格とエネルギー価格(図4)

単位 US\$/トン OilはUS\$/バレル データ:IMF



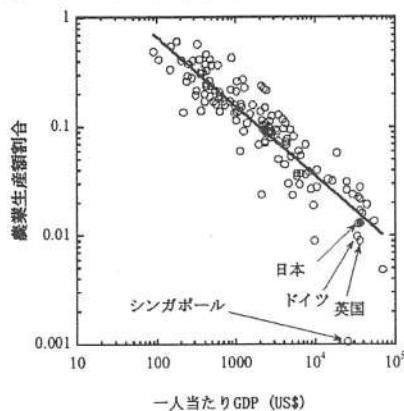
中国の穀物価格(図5)

単位:元/トン データ:FAO



衰退する農業(図6)

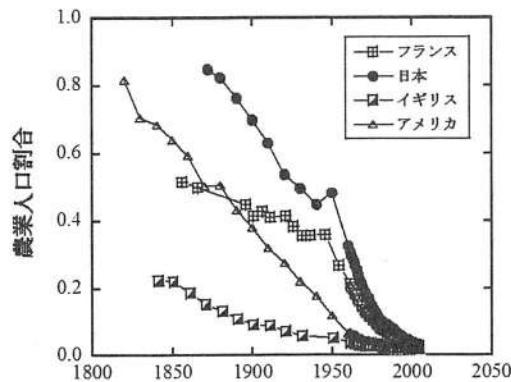
経済が発展すると、どの国でも農業が衰退する
世界銀行のデータより筆者作成



先進国で急減する農民人口(図7)

農村過疎化は欧米でも進行した

出典：川島博之「世界の食料生産とバイオマスエネルギー」

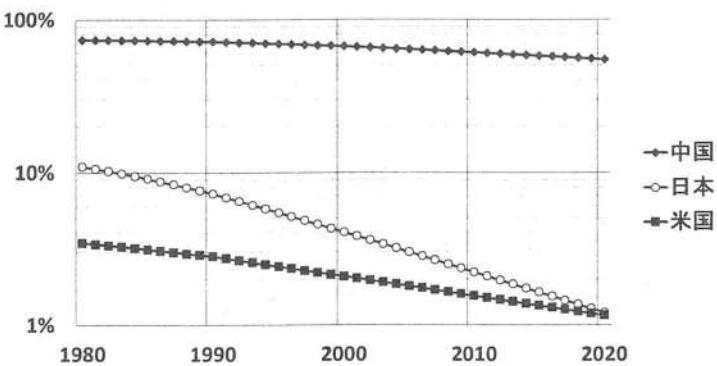


中国でも農業以外の産業が発展した 部門別生産額 1991年から2011年の20年間

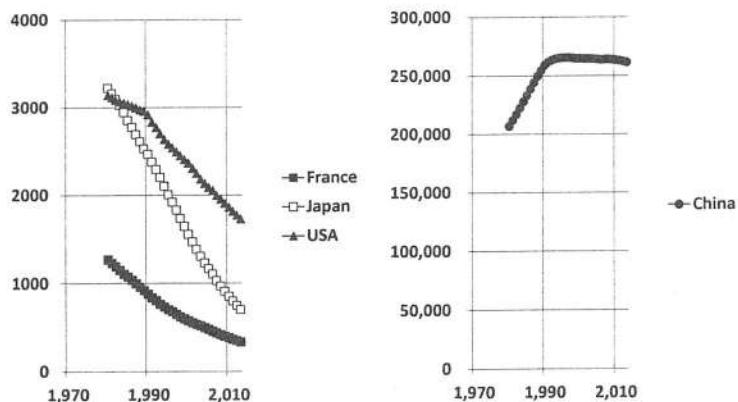
- 農業部門: 5183億元～4兆2256億元
8.2倍
- 工業部門: 8786億元～20兆6655億元
23.5倍
- サービス部門: 7845億元～17兆7403億元
22.6倍

農業就労人口割合 (%) (図8)

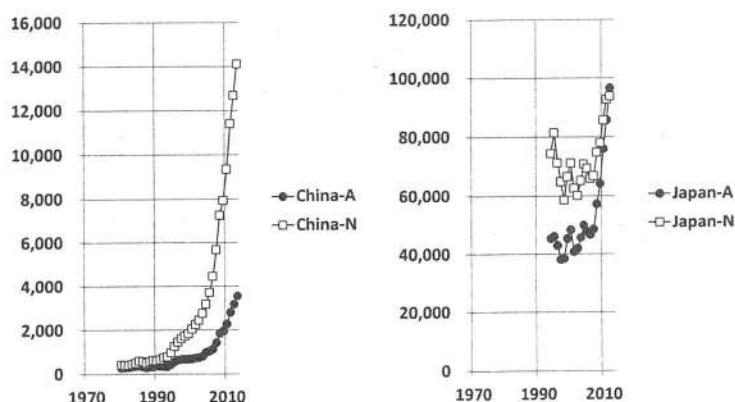
経済発展に伴い農業に従事する人口の割合が減少するが、その勢いは緩慢である。中国やタイでは、未だに多くの人々が農業に従事している。出典: FAO(国連食糧農業機関)



先進国で減少する農業労働人口(図9)
単位(X1000人) データ:FAO



農業部門と非農業部門の一人当たり生産額(図10)
単位: US\$/人(労働人口基準)

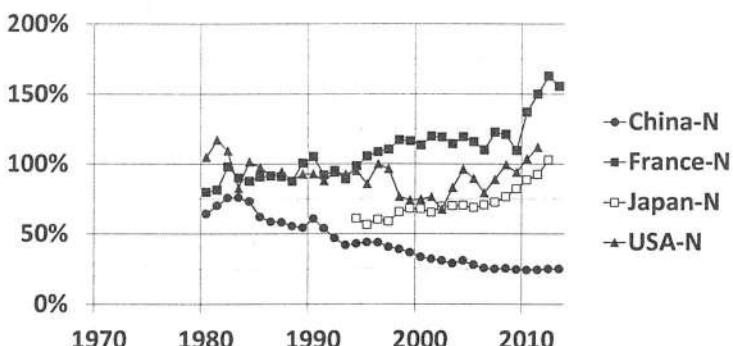


農業部門と非農業部門の格差(図11)

非農業部門の収入を100とした値

格差は正には農民人口を減少させる必要がある

(FAOと世界銀行のデータから筆者計算)



結論1

- ・人口扶養能力が高いコメを作つて来た関係でアジアの農村には多くの人が住んでいる
- ・経済発展に伴い急速に農工間の所得格差が広がる(必然)
- ・農民人口が多いアジアでは深刻な問題になる

結論2 農工間格差の是正方法

- ・ 農作物価格の統制 一規模拡大は進まない
(減反政策、補助金、当初痛みは少ないが後に痛みが増す)
- ・ 農民人口を減らす 一規模拡大が進む
(自由競争、痛みが大きい)
- ・ 都市の経済が成長して農民の受け皿になる
- ・ 農村の工業化
(田中角栄、公共事業、組織の肥大化)

結論3

- ・ 農民の都市への移転を促しながら、地方で公共事業を展開する
- ・ 農民に農業が儲からない産業になったために、大規模化が必要なことを説く
- ・ 農民が都市に出て働くように教育が重要、特に農家の若者を積極的に支援する
- ・ 都市の住民に農村を助けることが国家の安定のために重要であることを知らせる
- ・ 減反や補助金は改革を遅らせる(日本の失敗)

日本における農業・農村の所得向上に関する立法及び政策

キャノングローバル戦略研究所
研究主幹／農学博士 山下 一仁

1. 農家所得の向上

(1) 先進国の農業問題と途上国の食料問題

所得が低い水準から増加する局面では、穀物を直接消費するより穀物で肥育された畜産物（1kgの畜産物生産のため鶏卵3kg、鶏肉4kg、豚肉7kg、牛肉11kgのとうもろこしが必要）への需要が増えることなどから、穀物需要は大幅に増加する。しかし、一定の発展段階に達している国では所得が増加しても、食料消費はそれほど増加しない。

また、食料消費は人口が増加すれば、それに比例して増加する。人口が2倍なら胃袋も2倍になる。途上国においては、所得の増加はわずかであっても、人口の大幅な増加により、国全体としての食料需要は顕著に増加する。

農業技術の進歩等により、先進国において農業の生産性は大幅に上昇した。機械化や品種改良の進展、農薬、化学肥料などの農業資材投入量の増加等により、先進国では単収（単位面積当たりの収量）が向上し、生産量が飛躍的に増加した。これに対して、途上国では、温帯である先進国で開発された技術を適用することが困難だったり、技術進歩に対応できるだけの資本等の蓄積がなされたりしなかった。

需要の増加が少なく、供給が大きく増加した結果、先進国では大幅に農産物価格が低下し、輸出国としての地位が強化された。逆に、途上国では、人口増により需要が増加するにもかかわらず、供給が増えないため、農産物価格は上昇し、輸入に依存するようになった。

農産物価格の低下で農家所得が減少したため、先進国では農業保護を増加させた。これが先進国の農業問題である。しかし、保護の増加はさらなる供給増加、価格低下圧力を生むことになった。

他方、途上国では、食料需要の増加により食料品の価格が上昇したので、その抑制策が必要となった。世界の食料供給は世界の人口を養うに十分である。しかし、今日の世界には、先進国でたくさん的人が肥満を気にする一方、10億人の飢餓・栄養不足人口が存在する。これらの人々は食料品を購入するだけの所得がない。

また、途上国が工業化を推進し、工業製品の競争力をつけていくためには、労働費（労働者の家計費）の抑制が必要であった。家計費を抑制するため、その大宗を占める食料の価格を抑える政策、農業の目から見ると農産物価格抑制

という農業搾取政策が採られた。そもそも、財源がある先進国では農業保護政策が採られたのに対し、途上国では、農業を保護しようとしても、その財源をねん出できる産業部門が存在しなかった。

都市と農村の所得格差が3倍にも開いているという中国の三農問題は、この結果である。また、我が国が戦後の経済復興のため取った米の供出政策も、まさに農業搾取政策だった。終戦直後の日本では、高い価格で売れるヤミ市場に農家はコメを売りたがった。しかし、それでは貧しい多くの国民はコメを買えないで、政府は安い価格でコメを農家に供出させ、国民に安く配給した。その際、政府は警察力なども行使した。日本においても、経済発展の過程で農業搾取政策がとられたのである。

農業搾取政策がとられたにも関わらず、農産物価格の高騰によって、この時期には、農家が裕福で都市住民が貧しかった。都市住民は農家から食料を得るために、衣類や貴重品を農家に差し出さなければならなかつた。また、多くの小作人は農地改革によって、農地の所有者となり、資産も得た。

しかし、日本経済が復興した1955年頃になると、農村と都市の経済的状況は逆転し、農家所得は勤労者世帯の所得を下回って推移し、農業と工業の所得格差の拡大が問題とされるようになった。日本における食料問題から農業問題への移行である。

(2) 1961年農業基本法による「農工間の所得格差の是正」

農家所得とは、農業所得と農業以外の農外（兼業）所得の合計である。

政府は1961年に“農業基本法”を制定し、農業の規模拡大によってコストダウンを図り、農業所得を増加させて、農業と工業の所得格差の是正を図ろうとした。所得とは、「価格（P）に販売量（Q）をかけた売上額からコスト（C）を引いたもの」である。農業基本法は、その目的を達成するために、農業の規模拡大によって、コストを削減して、「農業」所得を引き上げようとした。つまり、農業の構造改革による生産性向上を目指したのだった。

その前提として、農業・農村からの他産業・都市部への労働力流出が見込まれ、農家戸数が大きく減少するという予想があった。経済発展の過程で、1965年ころまで、農村に滞留していた次男、三男や子女を中心とした多くの過剰労働人口が農家を離れて離村したり、出稼ぎをすることで、工業等の拡大に必要な労働力が供給された。政府はこのような状況がその後も継続するものと考えた。つまり、農村から都市に人口が移動し、農家戸数が減少し、残った農家により農業の規模拡大が進み、農業所得が向上すると考えたのである。

しかし、農業基本法が目指した、農業の構造改革による農業・農家所得の増大というシナリオは、政府自身によって否定されてしまった。

(3) 米価の引上げによる農業所得の増大

まず、農業所得を増加させるため、政府は規模拡大によるコスト（C）ダウンではなく、生産者から政府が買い入れる際の米価（P）を上げて農業所得を上げるという安易な道を選択した。戦後日本政治上最大の圧力団体である農協（農業協同組合）は、「米価は農民の春闘（労賃引き上げ）だ」と叫んだ。政治は、農協が組織する農民票に突き上げられた。与党の自民党は、最大の支持団体である農協の意向を無視できなかった。1960年に発足した池田内閣が10年で達成するとした所得倍増計画に便乗して、ある政治家は米価も毎年10%ずつ上げて2倍にするのだと主張した。（しかし、需給を考えることなく、米価を上げたために、生産は増え、消費は減少した。この結果、1970年頃から深刻なコメの過剰を招くことになり、とうとう減反政策が導入された。）高米価政策はコストの高い零細な（兼業）農家を滞留させることになり、農業の構造改革にも逆行することとなった。

(4) 農村への工業進出

“農業基本法”が予定した農村から都市部への人口移動も実現しなかった。農村に工業が進出したため、農村にいながら工場等に勤められるようになったからである。

1960年頃になると、農業と工業だけではなく、東京などの大都市圏と地方との発展の不均衡も問題となるようになった。このため、1950年に制定された国土総合開発法に基づき、地域間の均衡ある発展を目指そうとして1962年に全国総合開発計画が制定された。東京などの特定地域への企業の集中という問題が生じた大きな要因は、経済発展の原動力である工業の配置の偏りにあるとして、その解決手段として工業の分散の必要性を主張した。そのためには、開発効果の高いものから順に集中的になすべきであるという「拠点開発方式」を打ち出した。

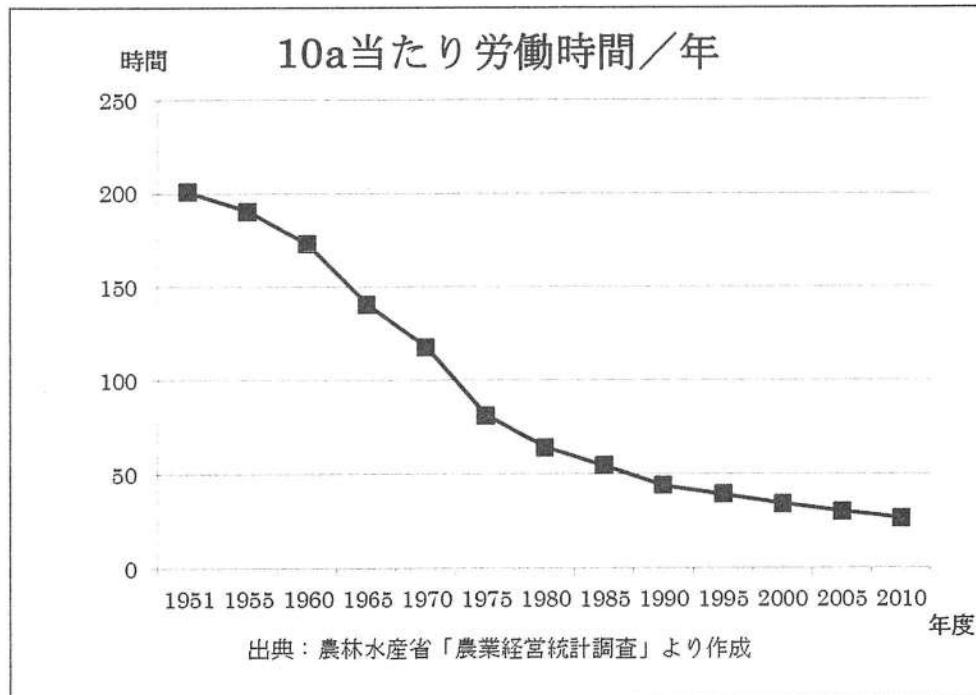
拠点開発方式の具体的手段として、1962年新産業都市建設促進法が制定された。これを受け、1964年ころから全国各地に“新産業都市”という名称の工業地域が建設されるようになった。これにともなって、あとつきや世帯主までも農家・農村から「通勤」することが可能となった。農家は兼業農家と化した。

さらに、1971年には、農村地域工業等導入促進法が成立し、政府は農村地域への工業等の導入を補助金、金融、税制措置等により積極的に支援した。同法は、その目的を「農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進とともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。」としている。

る。「農業構造の改善」とは、単に他産業就業者との均衡を考慮した農家の兼業所得対策のみを目的としたものではなく、農業基本法の考え方と同様、工業等への就業を促進し、残った農家の経営規模の拡大という構造政策としての性格を持たせようとしたものだった。しかし、農家が完全な離農ではなく、兼業農家として滞留したため、その目的を達成することはできなかった。

(5) 機械化による兼業化の進展

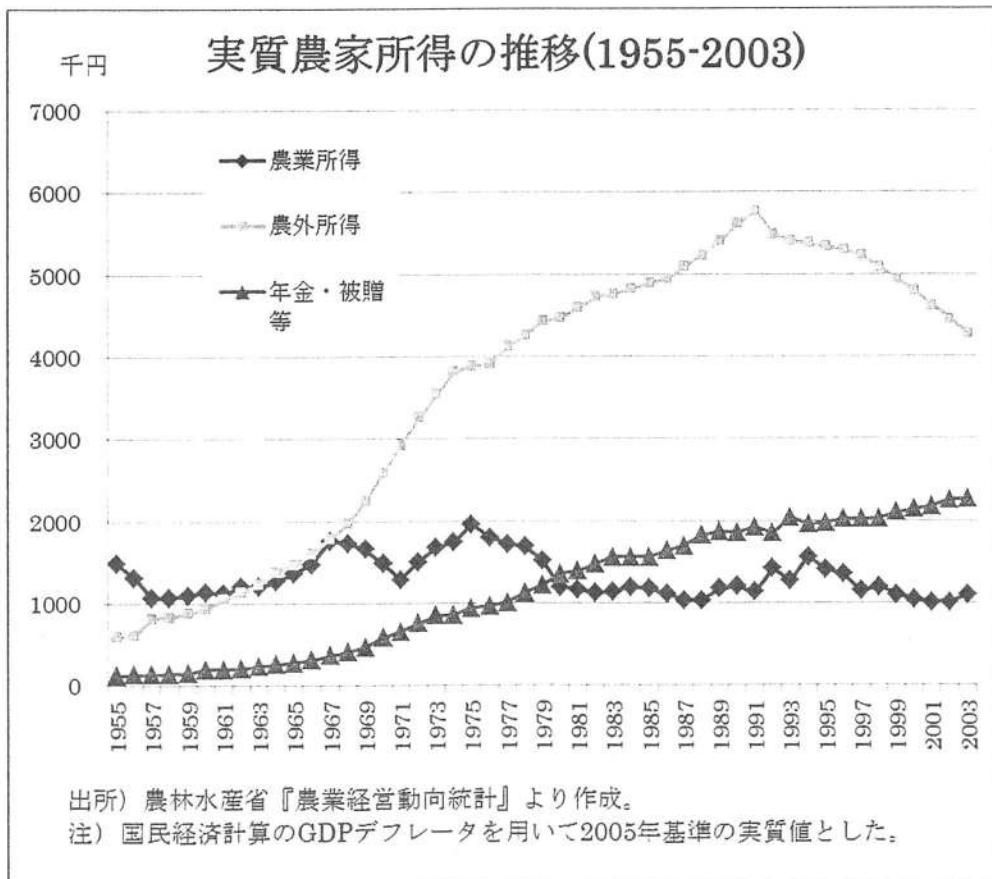
また、機械化の進展により、週末だけの作業によって稲作を行うことが可能になったことも、平日は工場等に勤める農家の兼業化を促進することとなった。



コメ作の労働時間は 10 アール当たり 1951 年の 201 時間から 2010 年には 26 時間へと、大幅に減少した。しかし、高度成長期以降、田植え機やコンバインなどの機械化が進んだ。手で一本ずつ田植えをしなくてもよくなり、鎌を持って収穫しなくともよくなった。農薬も普及したため、雑草を手で抜かなくても済むようになった。こうして、農家は過重なコメ作労働から解放された。一日の労働時間を 8 時間として計算すると、1 ヘクタールの規模の農家の場合、51 年には年間 251 日働いていたのに、2010 年には 33 日しか働いていないことになる。0.5 ヘクタールの農家なら年間たったの 16 日である。また、今使われている高機能の農業機械にはエアコンが装着されているので、夏場も快適に農作業ができる。

(6) 兼業化による農家所得の増大

こうして、農家は工場等に勤める労働者となり、農家所得のほとんどは農外（兼業）所得となった。所得源は、兼業が主で農業が従である。農業をやっている人が兼業でサラリーマンをしているのではなく、本業がサラリーマンの人が週末だけ農業をしているのだ。兼業農家というのは農業からみた用語である。正しくは、ヨーロッパのようにパートタイム・ファーマーと呼ぶべきだ。



(7) そして農家所得は労働者世帯を上回る

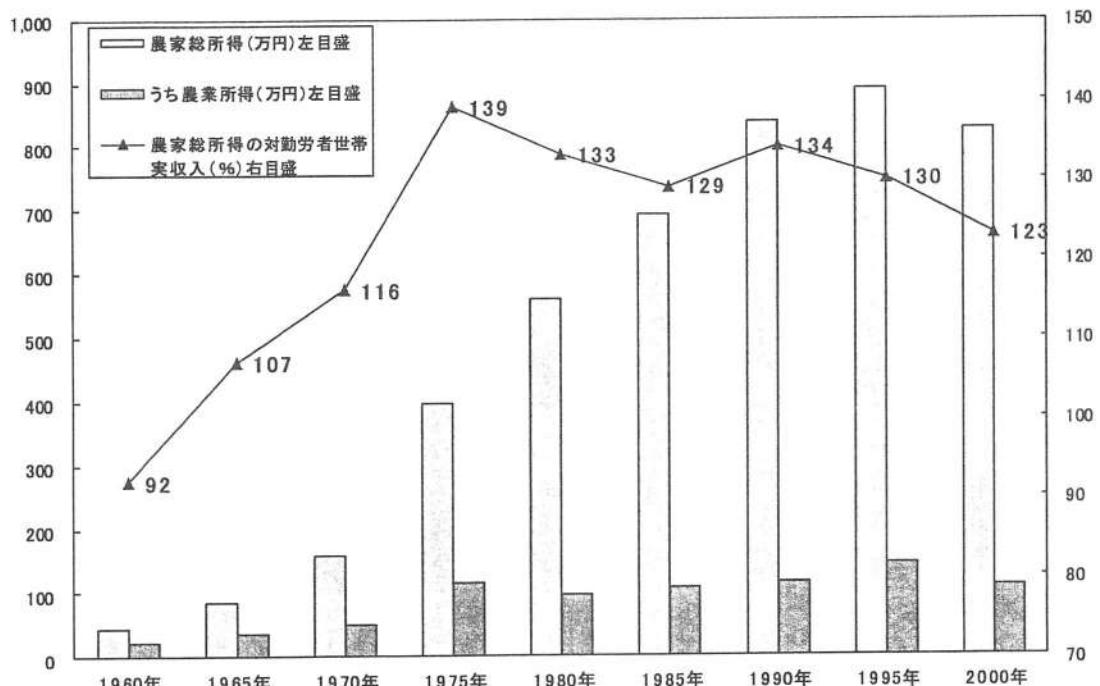
こうして農家所得は、65年には労働者世帯の所得とほぼ均衡化し、それ以後はこれを大きく上回るようになる。農村は豊かになった。「農業と工業の間の所得格差の是正」という目的は、達成された。しかし、それは農業基本法が考えた以外の、米価引き上げや農外所得の獲得という手段で実現されたのである。

高度成長期、海外への農協の団体旅行が話題になった。農家・農村が豊かになったことの証である。「小農」は依然として農村のほとんどを占めているが、農村から「貧農」は消滅した。かつて農政に携わった人達が生涯の課題として

取り組んだ農村の貧困問題は解消した。

しかし、大きな副作用が残った。零細な兼業農家が滞留したため、主業農家は規模拡大できず、農業の担い手となる企業的な農家は発展しなかった。農家や農村の経済的地位の向上は、日本では農業を犠牲にしながら進んだ。兼業農家は農業に依存しない生活を送っている以上、農業に真剣に取り組み、経営規模を拡大しようとはしない。今は、小さい農家で貧しいから兼業しているのではない。本職がサラリーマンだから、農業に従事する時間がないので、農業の規模が小さいのだ。

農家所得と農業所得の推移

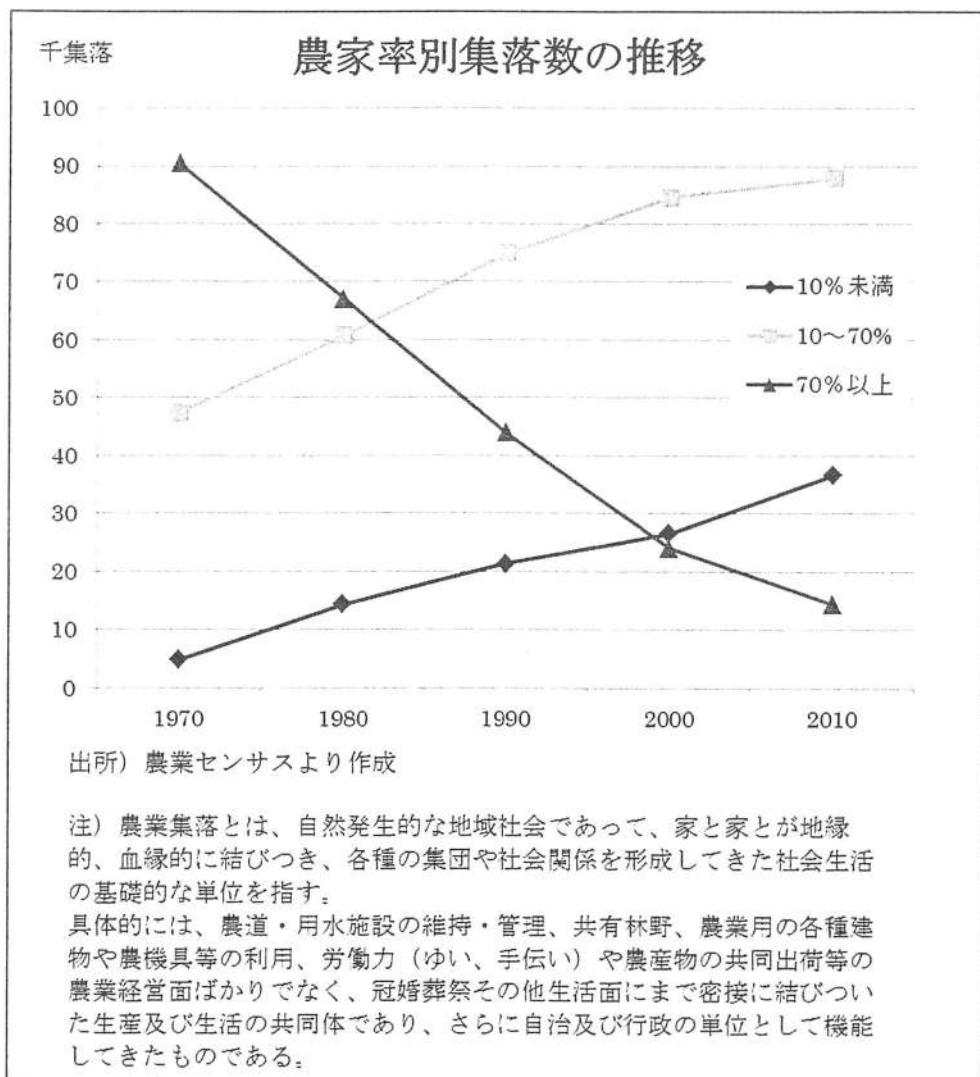


(資料)「図説食料・農業・農村白書参考統計表 平成15年度版」、総務省「家計調査」

2. 農村の変貌—混住化の進展

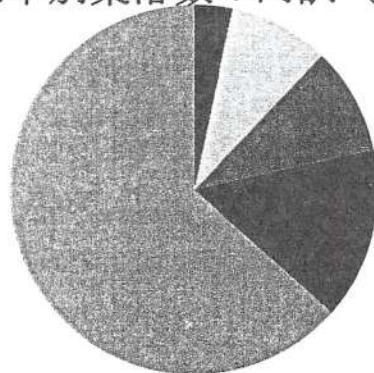
かつては農村の家はほとんど全て農家だった。農業集落の数は、1970年から今日まで14万程度でほとんど変わっていない。しかし、今では、農業集落の中で農家の割合は大きく減少している。

農業集落のうち農家が70%以上を占める集落は、1970年の9万から2010年には1万5千へと、6分の1へと大きく減少した。その一方で、同じ期間、農家が10%未満の農業集落は、5千から3万7千へと7.6倍にも増加している。全体の農業集落の中で農家が10%未満の集落の割合は26%、30%未満まで含めると、その割合は51%となっている。他方で、農家が70%以上の集落の割合は10%に過ぎない。農家戸数の少ない農業集落が大きく増え、農家がほとんどという伝統的な農業集落が消滅しかけている。



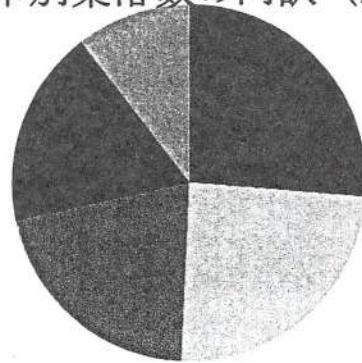
1970年と2010年を対比すると、農村らしい農村が大きく減少していることがわかる。

農家率別集落数の内訳（1970）



- 10%未満
- 10~30
- 30~50
- 50~70
- 70%以上

農家率別集落数の内訳（2010）



- 10%未満
- 10~30
- 30~50
- 50~70
- 70%以上

農村の側からみると、農村地域に、産業化や経済成長の波が押し寄せてきたのである。農村の他産業化、工業化といつてもよい。この結果、農村の構成員は、役所、会社や工場などに勤めるサラリーマン、いわゆる「勤労者世帯」が多くなった。また、農業を続けた世帯でも、平日はサラリーマンとして働き、休みの日だけ農作業を営むという「兼業農家」が多くなった。こうして、農業が主たる生業だった農村は、いろいろな職業に就く人の集まりとなった。農村における「混住化」といわれる現象である。混住化により、農村は大きく変化し、内部の意思決定も共同体の維持も難しくなった。

3. 地域間の不均衡の是正

農村は豊かになった。1960年代の高度成長期、農村での電気製品の普及率は都市部とほぼ同じであり、自動車の普及率は都市部を上回った。

しかし、その後日本経済のサービス化が進展するにつれて、3大都市圏と地方の格差はさらに拡大するようになった。現在日本経済の7割がサービス産業を中心とした第三次産業である。工業が大きな地位を占めていた時代には、都市部での過度な企業集積を避けて工場の地方への再配置を図ることは、地域振興だけではなく、工業自体の発展にも貢献した。しかし、集積効果が大きいサービス産業については、地方への事業所の再配置を訴えても、産業は乗ってこない。日本の地域振興政策は、経済のサービス産業化という状況に、十分に対応できていない。

地域間の均衡ある発展を目指した全国総合開発計画は、その時々の経済情勢に応じて、1998年まで5次にわたり策定されたが、東京への一極集中や、地方の発展等の問題を、根本的には解決することができなかった。

なお、特に条件が不利な地域の振興立法として、1953年離島振興法、1965年山村振興法、1970年以降3次にわたる過疎対策法（現行法の名称は、“過疎地域自立促進特別措置法”等を制定している。

<添付資料>

第1回～第18回日中民商事法セミナー

講演及び講師一覧表

日中民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐 白綠鉉 朱月芳 日本 (司会) 原 優 (ハ'リスト) 小杉丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本禎三 河村寛治	国家経済体制改革委員会政策法規司司長 中国政法大学教授 中国国際貿易促進委員会法律事務部副部長 法務省民事局参事官 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士 神戸大学法学部教授 株日立製作所中国事業開発部長 伊藤忠商事株法務部次長	社会主義市場経済法体制の整備についての若干の問題点について 中国の民事訴訟制度について 中国の仲裁制度について
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月草 河本一郎 中国 許 駿 日本 野村好弘 中国 許善達	東京大学名誉教授、当財団特別顧問 神戸大学名誉教授、当財団学術評議員 国家経済体制改革委員会政策法規司司長 東京都立大学教授 国家税務総局司長	明治(1868年)以後の日本近代法制度構築の歴史 日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要 社会主義市場経済の法体系の整備に関する構想 日本契約法の総則的諸問題について 1994中国の財政・税制改革について
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉 孫礼海 王保樹 日本 (司会) 野村好弘 (ハ'リスト) 酒巻俊雄 藤野文悟 射手矢好雄 小賀野晶一	國務院経済体制改革弁公室綜合調研司副司長 全人代常務委員会法制工作委員会民法室副主任 清华大学教授/社会科学院法学研究所兼任教授 東京都立大学教授、当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事(株)顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	経済体制改革と経済立法 民事立法の動向「統一契約法を中心として」 国有企業改革と会社法
第4回北京 1999年6月	日本 上村達男 射手矢好雄 中国 下耀武 謝 平 日本 酒巻俊雄 中国 許 駿	早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代常務委員会法制工作委員会副主任 中国人民銀行研究局局長 早稲田大学教授 国務院経済体制改革弁公室司長	日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ピックパンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国金融制度及び金融体制の改革の状況 日本会社法の最近の動向と問題点 中国会社法の改善について

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第5回東京 2000年11月	中国 許 駿 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉丈夫 (ハリスト) 射手矢好雄 横澤 力 松下満雄 星野英一 野村好弘 曾我貴志	國務院經濟体制改革弁公室 司長 中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁員 中国社会科学院法学研究所民法研究室主任 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、当財団学術評議員 東京都立大学教授、当財団学術評議員 弁護士、糸賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制度改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田秀樹 塙野 宏 中国 于 吉 許 駿 吳知倫 日本 吉田耕三 中国 甘歲春	東京大学教授 東京大学名誉教授 国家經濟貿易委員会經濟法規司副司長 國務院經濟体制改革弁公室綜合調研司正局級巡視員 中央機構編制委員会弁公室司長 東日本旅客鉄道(株)元副社長 国土資源部政策法規司司長	企業活動の自由と規制－法的観点から見た日本の民間企業と政府との関係及び規制緩和の動向 日本における公的企業体の役割－日本の公的企業体(特殊法人、独立行政法人等)の歴史的状況及び問題点 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 政府組織機構の設置と関係法律 公的企業の民営化をめぐる諸問題－日本国有鉄道の民営化の経緯と関係法令 社会主義市場経済と政府行為の転換
第7回東京 2002年9月	中国 趙旭東 許 駿 孫才森 日本 (司会) 小杉丈夫 (ハリスト) 始閑正光 円谷 峻 射手矢好雄 佐久間總一郎 山田康博 渡邊頼純	中国政法大学教授 國務院經濟体制改革弁公室司長 国家經濟貿易委員会政策法規司綜合処理長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 法務省官房参事官 横浜国立大学教授 弁護士、当財団学術評議員 新日本製鐵(株)総務部国際法規グループリーダー ⁻ JETRO海外調査部長 外務省経済局参事官	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向 WTO加盟に伴う経済関連法制度の整備の状況と中国政府の具体的対応策 中国WTO加盟に伴う知的所有権関連法制度の整備の状況 (民法関係) (同上) (WTO関係) (同上) (同上) (同上)

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第8回東京 2003年11月	中国 任 瑞 趙 宏 李国華 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 小杉丈夫 熊倉禎男 藪内正樹 服部正明 日本/大阪 (司会) 三澤あづみ (コメンテーター) 季衛東 川瀬幹夫 松井衡 中村恭世	國務院國家發展改革委員會法規司司長 國務院商務部條約法律司貿易處處長 國務院國家發展改革委員會外事司副司長 當財團理事・松尾綜合法律事務所弁護士 同上 弁護士、弁理士 JETRO企画部事業推進主幹(中国担当) 本田技研工業㈱知的財産部企画室主幹 法務総合研究所国際協力部教官 神戸大学法学部教授 弁理士 弁護士 松下電器産業㈱IPRオペレーションカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向 知的財産権保護に関する法制と管理体制 : WTO加盟後の具体的な状況 中国側コーディネーター、閉会挨拶 (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上)
第9回北京 2004年9月	日本 松下満雄 郷原信郎 米谷三以 小杉丈夫 中国 劉文華 邱本 朱少平 王紹双 朱建元	成蹊大学教授 桐蔭横浜大学大学院特任教授 西村ときわ法律事務所弁護士 当財團理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学院教授 中国社会科学院法学研究所研究員 全国人大财经委经济法室主任 财政部国庫司政府購買処長 中国購買及び請負入札ネットワーク社總裁	(I) 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (II) 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止対策について (III) 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 同上 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター 同上

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第10回東京 2005年9月	奥島孝康 中国 于 吉 肖渭明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 射手矢好雄 布井千博 日本/大阪 (司会) 丸山 毅 (コメンテーター) 池田裕彦 中東正文	早稲田大学前総長 國務院国有资产监督管理委员会法規局副局長 國務院国家发展改革委员会法規司處長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 一橋大学教授 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 名古屋大学大学院教授	記念講演「日中学術交流の四半世紀」 (I)中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定 (II)企業のM&Aに関する若干の法的問題 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第11回北京 2006年9月	日本 大塚 直 山田健司 益田 清 小杉丈夫 中国 周 琦 王小明 黄永和	早稲田大学大学院法務研究科教授 新日本製鐵株式会社環境部長 トヨタ自動車株式会社理事・環境部長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 中国农业大学法学部教授 中国冶金企画院副チーフエンジニア 中国自動車技術研究センターチーフエンジニア	(I)循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて (II)環境保全・リサイクル・省エネ問題への取り組みについて (III)21世紀循環型社会に向けたトヨタの環境経営 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター
第12回東京 2007年9月	中国 張治峰 陳佳林 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 射手矢好雄 松島 洋 日本/大阪 (司会) 田中嘉寿子 (コメンテーター) 村上幸隆 粟津光世	國務院国家发展改革委员会法規司處長 全国人大法制工作委員会民法室處長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 弁護士、当財団学術評議員 法務総合研究所国際協力部教官 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院 法務研究科教授 粟津法律事務所弁護士	(I)中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響 (II)中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第13回北京 2008年10月	日本 上杉秋則 栗田 誠 山田 務 小杉丈夫 中国 黄 勇 邵中林 尚 明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授 株式会社日本総合研究所主席研究員・前公正取引委員会審査局長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 对外經濟貿易大学法学院教授 最高人民法院知識産権審判長 商務部反壟斷局局長	(I) カルテル規制のあり方－日本の経験とその教訓 (II) 市場支配的地位の濫用規制と合併規制のあり方－日本の経験とその教訓 (III) 事件審査手法その他の法執行のあり方－日本の経験とその教訓 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター
第14回東京 2009年9月	中国 石 宏 尚 明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 沖野真巳 栗田 誠 日本/大阪 (司会) 横山幸俊 (コメンテーター) 松尾 弘 栗田 誠	全人代常務委員会法制工作委員会民法室副處長 商務部反壟斷局局長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 一橋大学大学院法学研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授 法務総合研究所国際協力部教官 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授	(I) 中国の「権利侵害責任法」について (II) 「中国独占禁止法」適用の現状と課題 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第15回北京 2011年3月	日本 近藤光男 小川 潔 小杉丈夫 中国 甘培忠 王嘉傑	神戸大学大学院法学研究科教授 住友商事株式会社執行役員法務部長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 北京大学法学院教授・中国証券法学会副会長 元中国通用技術集団総法律顧問	(I) 日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題 (II) 住友商事グループにおけるコンプライアンスの徹底に向けての取り組み 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第16回東京 2011年10月	中国 袁 傑 余明勤 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 細田孝一 石本茂彦 日本/大阪 (司会) 江藤美紀音 (コメンテーター) 高楢 史 石本茂彦	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室副主任 人資源社会保障部法規司副司長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 神奈川大学法学部教授 森・濱田松本法律事務所弁護士 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 森・濱田松本法律事務所弁護士	(I) 「中国独占禁止法」適用の現状 (II) 「中国労働法」適用の現状 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

第17回北京 2013年3月	中国 美原 融 赤羽 貴 小杉丈夫 中国 吳高盛 徐 熾	三井物産戦略研究所研究フェロー アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 全人代常務委員会法制工作委員会立法企画室巡視員 北京市共和法律事務所弁護士	(I) 民によるインフラ社会资本整備と公共サービス提供の実践の在り方～背景と実践：特色と具体的な事例～ (II) 「PFI法」「コンセッション方式」の要点解説 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第18回東京 2013年12月	中国 馮 良 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 高橋 滋 高林祐也 李 青 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 川島富士雄 射手矢好雄	国家発展改革委員会 資源節約 環境保護司副巡視員 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 一橋大学 副学長 大学院法学研究科教授 環境省 水・大気環境局総務課課長補佐 国家発展改革委員会 價格監督検査 反独占局副局長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 名古屋大学大学院国際開発研究科教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士	「大気汚染防止に関する産業と政策」 (1) 中国のエネルギー政策 (2) 車(自動車・オートバイ)の排ガスによる汚染防止 「中国独占禁止法」(価格についての反独占)の現状
第19回北京 2015年1月	中国 川島博之 山下仁 小杉丈夫 中国 陳 亞軍 姜 長雲	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 発展改革委員会発展企画司副司長 マクロ経済研究院産業経済と技術経済研究所研究員・博士指導先生	(I) 日本における都市化の経験及び中国に対する啓示 (II) 日本における農業・農村の所得向上に関する立法及び政策 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

発行日：平成27年5月1日
発行者：公益財団法人国際民商事法センター
事務局長 北野 貴晶

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目3番5号 赤坂アビタシオンビル
TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社進和堂印刷所
代表取締役 鈴木 隆

〒135-0032 東京都江東区福住1丁目12番12号102
TEL 03(6240)3711